

県土整備部所管事項

令和5年5月

県土整備部

目 次

(組織機構)

令和5年度県土整備部組織機構	1
令和5年度県土整備部幹部職員名簿（課長級以上）	4

(令和5年度当初予算)

県土整備部令和5年度当初予算のポイント・主要事業	9
--------------------------	---

(公共事業総合政策)

第三次三重県建設産業活性化プラン	16
入札・契約制度	19
総合評価方式	22
不当要求根絶に向けた取組	25

(道路整備)

幹線道路網（高規格道路・直轄国道）の整備	26
県管理道路の整備	30
道路の防災対策	32
道路の維持管理	34
交通安全対策	38

(流域整備)

流域治水の推進	42
洪水被害などの軽減、早期復旧のための対策	48
土砂災害対策の推進	50
港湾・海岸の整備	53

(都市政策)

都市政策の推進	57
下水道の整備	61
花とみどりの三重づくり条例について	65

(住まい政策)

建築開発行政	66
住宅政策の推進	68
住宅・建築物の耐震対策	72

(工事検査)

工事検査	74
------	----

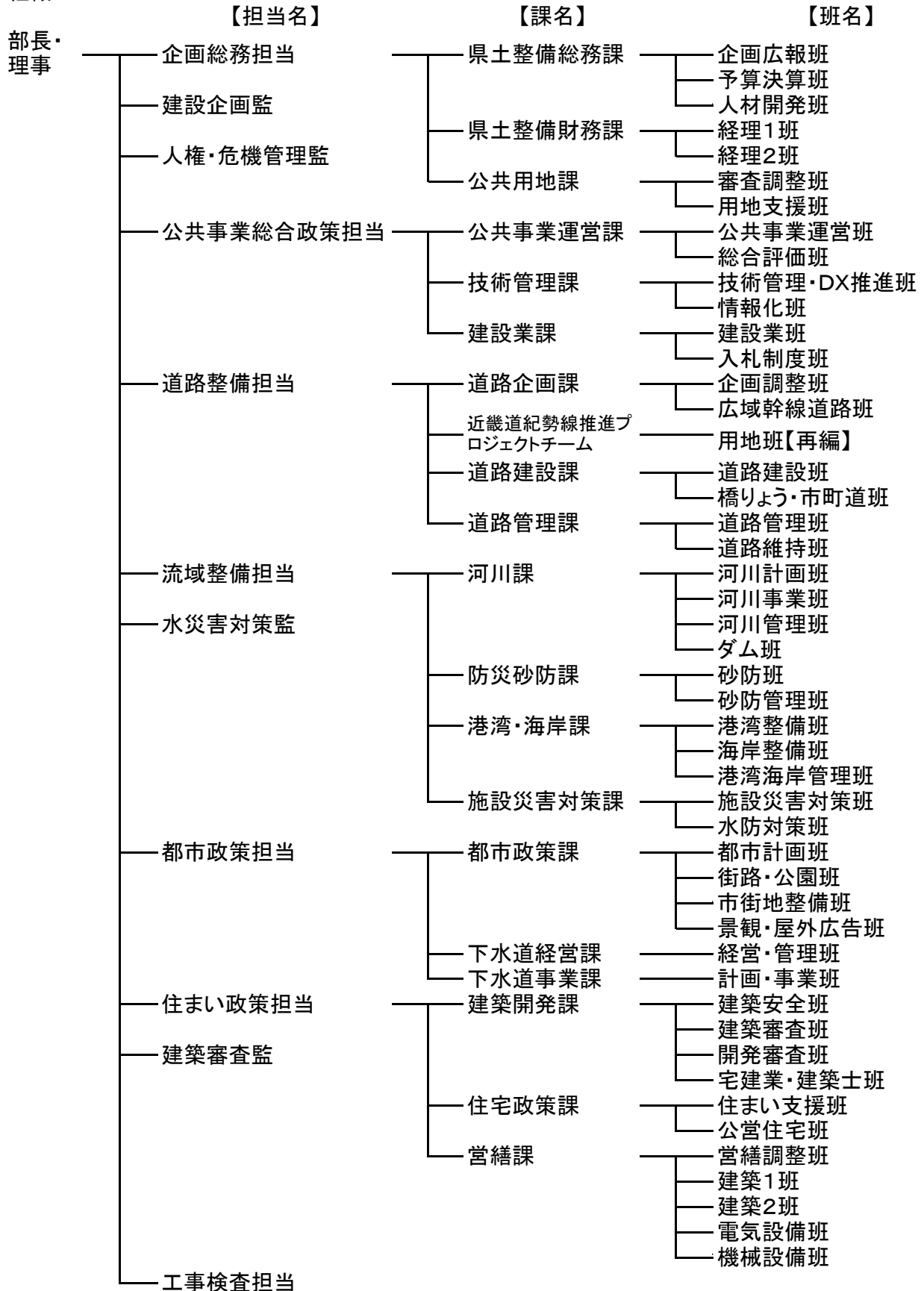
令和5年度県土整備部組織機構

1. 本庁

(1) 主な組織改正

- ・近畿道紀勢線推進プロジェクトチームにおいて、2班体制(用地1・2班)を1班体制(用地班)に再編。

(2) 組織

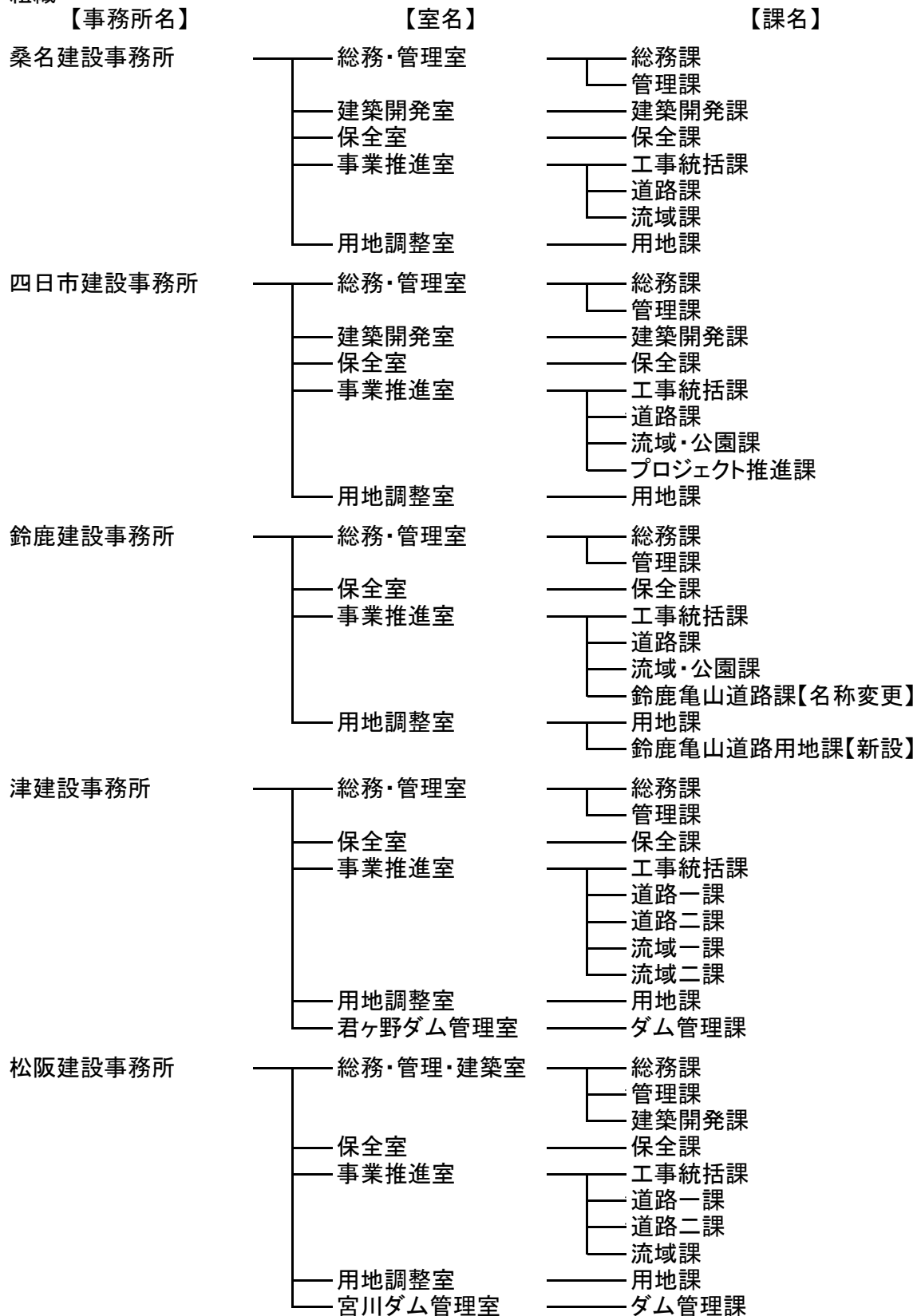


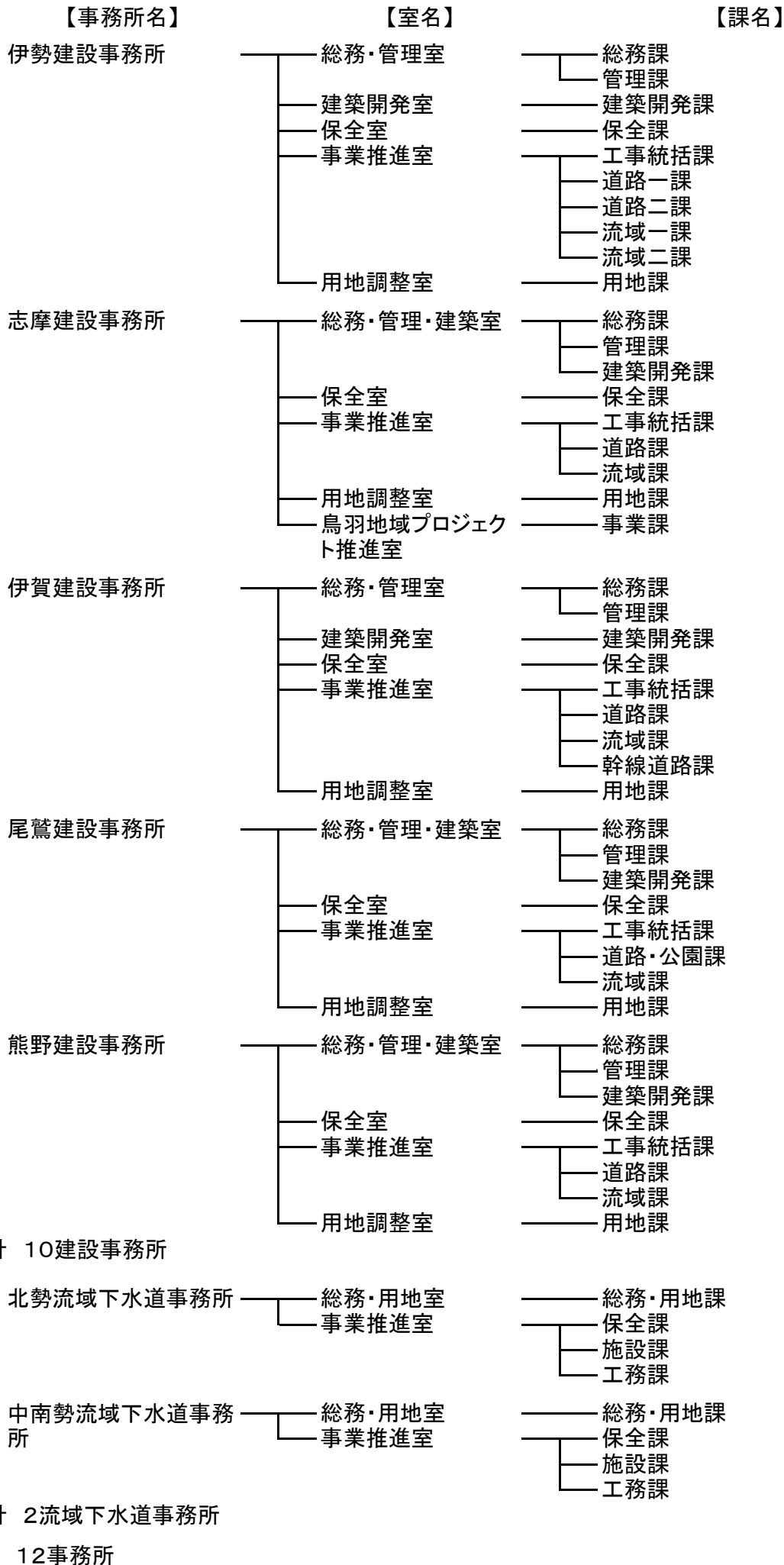
2. 地域機関

(1) 主な組織改正

- ・ 鈴鹿建設事務所において、事業推進室の「幹線道路課」を「鈴鹿亀山道路課」に名称変更するとともに、用地調整室に「鈴鹿亀山道路用地課」を新設する。

(2) 組織





令和5年度県土整備部幹部職員名簿（課長級以上）

令和5年4月1日現在

【本庁】

課名	職名	氏名	備考
	県土整備部長	若尾 将徳	
	県土整備部理事	佐竹 元宏	
	副部長 (企画総務担当)	野口 慎次	
	副部長 (公共事業総合政策担当)	上村 告	
	次長 (道路整備担当)	川上 正晃	
	次長 (流域整備担当)	山口 成大	
	次長 (都市政策担当)	小菅 真司	
	次長 (住まい政策担当)	杉野 健司	
県土整備総務課	課長	北口 哲士	企画総務担当
県土整備財務課	課長	世古 浩一	
公共用地課	課長	瀬古 敦司	
建設企画監		増田 伴哉	
人権・危機管理監		藪谷 圭祐	
公共事業運営課	課長	水谷 覚	公共事業総合政策担当
	副課長兼班長	寺田 和弘	
技術管理課	課長	濱瀬 賢司	
	副参事兼班長	谷本 昌憲	
建設業課	課長	林田 充弘	
道路企画課	課長	丹羽 要樹	道路整備担当
近畿道紀勢線推進プロジェクトチーム (熊野市駐在)	参事兼担当課長	長瀬 功起	
	副参事	北村 俊憲	
道路建設課	課長	松本 匡史	
道路管理課	課長	高柳 伸浩	
	副課長兼班長	澤村 明義	

課 名	職 名	氏 名	備考
河川課	課長	水 谷 亨	流域整備担当
	副参事	島 地 昭 寿	
防災砂防課	課長	河 邊 努	
港湾・海岸課	課長	鈴 村 英 之	
施設災害対策課	課長	繁 田 憲 一	
水災害対策監		川 北 健 司	
都市政策課	課長	小 野 明 子	都市政策担当
	副課長	岡 田 健	
下水道経営課	課長	山 口 太 一	
	副参事	和 田 泰 史	
下水道事業課	課長	久保田 秀 幸	
建築開発課	課長	吉 村 厚 哉	住まい政策担当
住宅政策課	課長	服 部 睦	
	副課長兼班長	岡 泰 子	
営繕課	課長	太 田 寿 弘	
	副参事兼班長	多 賀 雄 伸	
建築審査監		中 根 大 宇	
工事検査総括監		森 木 忠 彦	工事検査担当
検査監		田 中 利 幸	
検査監		橋 本 直 也	
検査監		近 藤 貴 志	
検査監		内 山 敦 史	
検査監		南 部 正 臣	
検査監		力 久 秀 夫	

【地域機関】

事務所名	職 名	氏 名	備考
桑名建設事務所	所長	矢 野 英 樹	
	副所長兼総務・管理室長	小 林 直 弘	
	副所長兼保全室長	冨 永 大 介	
	建築開発室長	福 田 浩 之	
	事業推進室長	黒 田 良 人	
	用地調整室長	山 中 久 嗣	
四日市建設事務所	所長	稗 田 寿次郎	
	副所長兼総務・管理室長	加 藤 雅 章	
	副所長兼保全室長	橋 本 賢 二	
	建築開発室長	小 川 敬 史	
	事業推進室長	笹 尾 紀 仁	
	用地調整室長	波多野 昌 良	
	技術管理監	吉 岡 直 哉	
鈴鹿建設事務所	所長	宮 口 友 成	
	副所長兼総務・管理室長	出 口 裕 功	
	副所長兼保全室長	大 下 賢 一	
	事業推進室長	金 丸 裕 秀	
	用地調整室長	森 田 収	
津建設事務所	所長	千 種 藤 紀	
	副所長兼総務・管理室長	中世古 和 則	
	副所長兼保全室長	若 林 信 彦	
	事業推進室長	内 山 幸 治	
	用地調整室長	森 田 透	
	君ヶ野ダム管理室長	福 森 篤 志	

事務所名	職 名	氏 名	備考
松阪建設事務所	所長	古 澤 忠 士	
	副所長兼総務・管理・建築室長	坂 口 和 弘	
	副所長兼保全室長	喜 多 啓 作	
	事業推進室長	佐 川 尚	
	用地調整室長	大 西 雅 士	
	宮川ダム管理室長	高波瀬 吉 弘	
	技術管理監	米 増 祐輝晴	
伊勢建設事務所	所長	関 山 治 利	
	副所長兼総務・管理室長	杉 谷 吉 彦	
	副所長兼保全室長	作 田 敦	
	建築開発室長	中 根 裕 也	
	事業推進室長	喚 阿 宏 真	
	用地調整室長	吉 澤 晃	
	技術管理監	山 本 英 児	
志摩建設事務所	所長	野 呂 守	
	副所長兼総務・管理・建築室長	中 川 裕 嗣	
	副所長兼保全室長	角 田 保	
	事業推進室長	岡 田 健 志	
	用地調整室長	阪 本 信 好	
	鳥羽地域プロジェクト推進室長	斎 藤 敏 行	
伊賀建設事務所	所長	松 並 孝 明	
	副所長兼総務・管理室長	浅 生 孝 彦	
	副所長兼保全室長	浅 田 昌 博	
	建築開発室長	今 西 亮 一	
	事業推進室長	水 守 弘 充	
	用地調整室長	川 瀬 豪 利	

事務所名	職 名	氏 名	備考
尾鷲建設事務所	所長	向井田 亮	
	副所長兼総務・管理・建築室長	小 林 哲 也	
	副所長兼保全室長	石 渡 充	
	事業推進室長	佐 伯 亮	
	用地調整室長	森 田 亘	
熊野建設事務所	所長	須 賀 真 司	
	副所長兼総務・管理・建築室長	阪 口 和 弘	
	副所長兼保全室長	成 瀬 裕 之	
	事業推進室長	沢 西 芳 円	
	用地調整室長	檜 作 明 治	
北勢流域下水道事務所	所長	松 田 学	
	副所長兼総務・用地室長	齋 藤 真	
	副所長兼事業推進室長	梶 本 浩 盟	
中南勢流域下水道事務所	所長	南 賢	
	副所長兼総務・用地室長	前 田 政 一	
	副所長兼事業推進室長	村 林 広 文	

県土整備部

令和5年度当初予算のポイント・主要事業

1 予算編成にあたっての基本的な考え方

(1) 強靱な県土づくりの強力な推進

近年の激甚化・頻発化する風水害や切迫する地震災害等に屈しない、強靱な県土づくりに向けて、「5年後の達成目標」を踏まえ「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めます。また、道路ネットワークの機能強化対策や、インフラの老朽化対策、流域治水プロジェクトの本格的な展開等を着実に推進するとともに、水害リスク情報の充実・強化による住民避難の支援や、初動を迅速化する危機管理体制の強化に取り組めます。

(2) 暮らしに身近な課題への対応の強化

暮らしの安全・安心を実感していただけるよう身近な課題への対応を強化します。効果的できめ細かな道路除草の実現に向けた取組を進めるなど適切な維持管理を行うとともに、通学路の交通安全対策、河川・砂防ダムの堆積土砂の計画的な撤去、良好な住環境の整備を進めます。

(3) デジタル化（DX）、グリーン化（GX）の推進

道路AIカメラや危機管理型水位計によるモニタリング体制の拡充や、LPデータ（三次元空間データ）を活用した法面点検など、ICTを活用したインフラマネジメントの高度化を進めます。また、グリーンインフラの積極的な導入や、トンネル照明のLED化、カーボンニュートラルポート形成計画の策定に向けた取組など脱炭素化を推進するとともに、街路樹の樹形管理や地域との協働による花植えなど空間のグリーン化もメリハリをつけて進めます。

(4) 豊かで活力のある地域づくりの推進

産業の活性化に向けて、地域間交流を促進する道路ネットワークの拡充を進めます。また、人口減少対策に寄与する賑わいを創出するため、道路空間の再編やコンパクトで賑わいのあるまちづくりの取組を推進します。さらに、観光誘客の促進に向けて、公園の整備や、アクセス道路の改善、インフラ空間の観光資源としての活用に積極的に取り組みます。

(5) 公共事業の的確な推進

公共事業を効率的かつ円滑に実施し、引き続き順調な執行を確保するため、「第三次三重県建設産業活性化プラン」に基づく労働環境の改善やICTの活用、担い手の確保、また、不当要求対策の強化等を推進するとともに、次期プランの計画策定に取り組みます。

2 主な重点項目

(1) 強靱な県土づくりの強力な推進

◎直轄道路事業

予算額 12,301,918千円

[道路企画課(224-3016)]

(14,578,085千円 ※R4年度1月補正予算含みベース)

※うちR4年度1月補正予算 1,096,500千円(5か年加速化対策分)

1,179,667千円(その他分)

地方創生、国土強靱化に資する幹線道路ネットワーク構築・機能強化を促進します。

◎道路改築事業

予算額 8,972,937千円

[道路建設課(224-2630)]

(10,457,926千円 ※R4年度1月補正予算含みベース)

※うちR4年度1月補正予算 1,411,489千円(5か年加速化対策分)

73,500千円(その他分)

高速道路や国管理の国道を補完し、地域間交流を促進する幹線道路ネットワークの拡充を進めます。

◎緊急輸送道路等機能確保事業

予算額 7,230,529千円

[道路建設課(224-2672)]

[道路管理課(224-2677)]

(9,345,783千円 ※R4年度1月補正予算含みベース)

※うちR4年度1月補正予算 1,869,254千円(5か年加速化対策分)

246,000千円(その他分)

緊急輸送道路等の橋の耐震・流失対策、道路の土砂崩れ対策、車両のすれ違い困難箇所の道幅拡幅を進めます。

◎流域治水事業

予算額 7,630,634千円 [河川課(224-2679)]
(11,849,964千円 ※R4年度1月補正予算含みベース)

※うちR4年度1月補正予算 4,219,330千円(5か年加速化対策分)

流域全体で水害を軽減させる治水対策を取りまとめた「流域治水プロジェクト」の取組を進めます。治水上、重要度の高い河川の改修を重点的に進めることで治水安全度の向上を図るとともに、大型水門等の耐震対策を進めます。また、鳥羽河内ダムは、令和5年度から本体工事に着手します。さらに、気候変動をふまえた河川整備計画の策定に取り組みます。

◎土砂災害防止対策事業

予算額 3,128,347千円 [防災砂防課(224-2697)]
(4,319,967千円 ※R4年度1月補正予算含みベース)

※うちR4年度1月補正予算 1,191,620千円(5か年加速化対策分)

砂防えん堤や擁壁等の土砂災害防止施設の整備を進めます。また、土砂災害警戒区域等の指定について基礎調査を進めます。

◎高潮等対策事業

予算額 2,354,833千円 [港湾・海岸課(224-2690)]
(3,097,833千円 ※R4年度1月補正予算含みベース)

※うちR4年度1月補正予算 743,000千円(5か年加速化対策分)

堤防等の高潮・侵食対策、耐震対策、海岸堤防強靱化対策を進めます。

◎港湾事業

予算額 808,500千円 [港湾・海岸課(224-2691)]
(881,700千円 ※R4年度1月補正予算含みベース)

※うちR4年度1月補正予算 73,200千円(5か年加速化対策分)

港湾施設の定期点検・補修を実施するとともに、岸壁等の老朽化対策を進めます。また、臨港道路橋梁の耐震対策を進めます。

◎インフラメンテナンス事業

予算額 3,264,192千円 [道路管理課(224-2677)]
[河川課(224-2686)]
[港湾・海岸課(224-2700)]
[防災砂防課(224-2705)]

(5,665,602千円 ※R4年度1月補正予算含みベース)

※うちR4年度1月補正予算 2,401,410千円(5か年加速化対策分)

老朽化が進んでいる道路・河川・海岸・土砂災害防止施設について、長寿命化計画に基づく計画的な点検や効果的な修繕・更新を行います。

◎街路事業

予算額 1,148,000千円 [都市政策課(224-2706)]
(1,179,500千円 ※R4年度1月補正予算含みベース)
※うちR4年度1月補正予算 31,500千円(5か年加速化対策分)

「三重県無電柱化推進計画」の方針に基づき、電柱倒壊の危険性の高い市街地の緊急輸送道路において、電線類の地中化を行うなど、街路事業による市町のまちづくりを進めます。

◎流域下水道事業

予算額 8,749,601千円 [下水道事業課(224-2725)]
(8,849,201千円 ※R4年度1月補正予算含みベース)
※うちR4年度1月補正予算 99,600千円(5か年加速化対策分)

公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、流域下水道の整備を推進するとともに施設の老朽化対策を進めます。

(2)暮らしに身近な課題への対応の強化

◎道路維持管理事業

予算額 7,514,186千円 [道路管理課(224-2675)]

道路利用者が安全・安心・快適に利用できるよう、剥離が進行する道路の路面標示について、警察と連携しながら、一定の水準の確保・定常化を進めるとともに、効果的できめ細かな道路除草に取り組みます。

◎交通安全対策事業

予算額 1,640,765千円 [道路管理課(224-2677)]
(1,868,115千円 ※R4年度1月補正予算含みベース)

千葉県八街市の事故をふまえた合同点検や通学路交通安全プログラムの対策箇所について、関係者と連携しながら、スピード感を持って対応します。

◎道路改築事業【再掲】

予算額 8,972,937千円 [道路建設課(224-2630)]
(10,457,926千円 ※R4年度1月補正予算含みベース)

身近な生活道路において車両のすれ違いが困難な箇所の解消など、安全で円滑な交通の確保に向けた整備を進めます。

◎堆積土砂対策事業

予算額 4,275,700千円 [河川課(224-2686)]
[防災砂防課(224-2705)]

河川や砂防えん堤に堆積した土砂の撤去、樹木の伐採を積極的に進めます。

◎海岸ごみ撤去事業

予算額 70,169千円 [港湾・海岸課(224-2700)]

海岸漂着物や流木等を撤去するとともに、海水浴場等の清掃を行います。

◎流域下水道事業 【再掲】

予算額 8,749,601千円

[下水道事業課(224-2725)]

(8,849,201千円

※R4年度1月補正予算含みベース)

公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、流域下水道の整備を推進するとともに施設の老朽化対策を進めます。

◎住宅・建築物耐震促進事業

予算額 156,696千円

[住宅政策課(224-2720)]

[建築開発課(224-2752)]

木造住宅の耐震診断、耐震改修、除却等を支援するほか、低コストの補強工法の普及を図るため、設計者や施工者向けの講習会を開催します。また、避難路沿道建築物の耐震診断や耐震改修等に対する支援を行います。

◎空き家対策支援事業

予算額 5,030千円

[住宅政策課(224-2720)]

特定空家等の除却や移住定住のための空き家リフォームを支援します。また、県民の皆さん等を対象にした空き家の適正管理や活用に係るセミナーを開催します。

◎公営住宅建設事業

予算額 272,996千円

[住宅政策課(224-2703)]

既存県営住宅の施設の長寿命化のため、外壁改修および屋上防水改修工事等を行うとともに、居住性を高めるため、バリアフリー改修や子育て世帯向けの住戸内の改修工事を行います。

◎建築基準法施行事業

予算額 10,946千円

[建築開発課(224-2752)]

不特定多数の者が利用する既存建築物の適正な維持保全のための指導・助言を行うとともに、新築建築物等の完了検査など建築基準法の遵守を促します。

(3) デジタル化(DX)、グリーン化(GX)の推進

◎緊急輸送道路等機能確保事業【再掲】

予算額 7,230,529千円

[道路管理課(224-2677)]

(9,345,783千円

※R4年度1月補正予算含みベース)

潜在的な災害危険箇所の把握に向けてLPデータ(三次元空間データ)を活用した法面点検に取り組みます。

◎道路DX事業

予算額 27,300千円

[道路管理課(224-2677)]

道路施設の利用・管理を効率的かつ効果的にマネジメントするため、ICTやAIを活用したモニタリング体制の拡充や点検の高度化などを進めます。

◎河川DX事業

予算額 31,000千円 [河川課(224-2682)]
河川DX中期計画に基づき、河川の監視カメラや危機管理型水位計の設置を進めます。

◎道路維持管理事業【再掲】

予算額 7,514,186千円 [道路管理課(224-2675)]
街路樹の樹形管理や地域との協働による花植え、美化活動など空間のグリーン化に取り組みます。

◎(新)カーボンニュートラルポート形成計画策定事業

予算額 30,000千円 [港湾・海岸課(224-2691)]
<事業実施期間:令和5年度>
重要港湾(津松阪港、尾鷲港)の特性や港湾利用者の意見をふまえ、港湾の脱炭素化に向けたロードマップを作成します。

(4)豊かで活力のある地域づくりの推進

◎直轄道路事業【再掲】

予算額 12,301,918千円 [道路企画課(224-3016)]
(14,578,085千円 ※R4年度1月補正予算含みベース)
地方創生、国土強靱化に資する幹線道路ネットワーク構築・機能強化を促進します。

◎道路改築事業【再掲】

予算額 8,972,937千円 [道路建設課(224-2630)]
(10,457,926千円 ※R4年度1月補正予算含みベース)
高速道路や国管理の国道を補完し、地域間交流を促進する幹線道路ネットワークの拡充を進めるとともに、観光地へのアクセス道路等の整備を進めます。

◎道路調査事業

予算額 52,950千円 [道路企画課(224-2739)]
地域の自立的発展や地域間の連携を支える高規格道路の早期整備や事業化に向け、調査・検討を進めます。また、道路空間の再編などによる賑わい空間の創出や公共交通との利便性の向上を図るため、津駅周辺において、社会実験も含めて整備方針の具体化を進めます。

◎都市公園整備事業

予算額 1,079,623千円 [都市政策課(224-2706)]
(1,118,977千円 ※R4年度1月補正予算含みベース)
広域的な集客力を強化し観光等の誘客を促進するための官民連携による公園の整備・運営管理や、安全安心を確保する老朽化対策等を推進します。

◎都市計画策定事業

予算額 62,217千円 [都市政策課(224-2718)]
まちづくりを進めるため、都市計画決定(変更)の基礎資料となる、人口規模や土地利用等に関する現況および将来の見通しについての基礎調査を行います。

(5) 公共事業の的確な推進

◎公共事業評価制度事業

予算額 802千円 [公共事業運営課(224-2915)]
「三重県公共事業評価審査委員会」を開催し、公共事業の再評価・事後評価を行うことにより、公共事業を取り巻く状況の変化に対応し、適正な執行を行います。

◎入札等監視委員会開催事業

予算額 396千円 [建設業課(224-2723)]
「三重県入札等監視委員会」を開催し、公共工事の公正性・透明性を確保しつつ、公共事業を取り巻く状況の変化に対応した入札契約制度の改善、適正な運用を行います。

◎公共工事進行管理システム事業

予算額 159,670千円 [技術管理課(224-2208)]
予算の枠付や事業執行、検査など、公共事業執行に必要な一連の事務手続きに使用する進行管理システムの更新を行います。

◎次期三重県建設産業活性化プラン策定事業

予算額 2,829千円 [公共事業運営課(224-2915)]
第三次三重県建設産業活性化プランの取組の効果検証を行い、次期三重県建設産業活性化プランを策定します。

第三次三重県建設産業活性化プラン

1 概要

地域の建設業は県民生活に必要な社会資本の整備・維持修繕はもとより、地域の安全・安心や雇用の確保などの重要な役割を担っています。

建設業がその役割を今後も果たしていくためには、将来にわたり地域の建設業の担い手を確保していくことが重要な課題ととらえ、働き方改革の視点を踏まえ、令和2年3月に策定した「第三次三重県建設産業活性化プラン」（以下「第三次活性化プラン」という。）により建設業の活性化に取り組んでいます。計画期間は、令和5年度までの4年間としています。

また、発注者間の連携を強化するために設置した中部ブロック発注者協議会三重県部会において、第三次活性化プランの趣旨を市町へ周知し協働して取組を進めていきます。

2 令和5年度の主な取組

(1) 取組1 担い手確保や労働環境改善の取組

建設業の最優先課題である担い手確保や長時間労働の是正、労働者の処遇改善などの労働環境改善の取組を進めます。

【主な施策】

① 若手入職者確保・育成（定着）の支援

若手職員で構成する「担い手確保支援チーム」により、魅力発信を加速させます。

・建設企業と教育機関との連携の支援

（県立高校、私立高校などへの訪問継続）

（インターンシップや出前講座などの支援）

（教員と建設企業との交流会の開催）

・建設業の魅力発信の支援

（現場見学会の開催）

（建設業協会の女性部会と連携し、女子学生との意見交換（入職）、女性技術者交流会（定着・活躍）の開催）

（SNSなどによる魅力発信の強化）

② 長時間労働の是正と労働環境改善

・週休二日制工事の拡大

（対象工事をすべての工事に拡大）

・適正な下請契約の促進

（技能労働者の賃金実態〈工事全体に占める労務費〉調査）

・建設キャリアアップシステム活用

（モデル工事の試行拡大、ステップ2導入周知）

・公共工事情報共有システム（ASP）の試行

(2) 取組2 生産性向上への取組

担い手不足を補い、建設業を持続可能とするため、情報通信技術の活用等による生産性向上の取組を進めます。

【主な施策】

- ① 生産性の向上
 - ・ 施工時期の平準化
 - ・ 総合評価方式における書類の簡素化
- ② 建設現場での情報通信技術の活用
 - ・ ICT活用工事の推進（適用工種の拡大）
 - ・ BIM/CIMの試行の継続
 - ・ 遠隔臨場の推進

(3) 取組3 技術の承継や新技術の活用に向けた取組

社会資本の整備や維持修繕の担い手として期待される役割が将来にわたり果たされるよう、技術や技能の承継や新技術の活用に向けた取組を進めます。

【主な施策】

- ① 若手技術者の登用の促進
 - ・ 入札契約制度の改善
(総合評価方式において若手技術者の配置を考慮した評価の試行継続、効果検証)
 - (県発注工事の若手技術者等配置実績を工事成績で評価継続、効果検証)
- ② 新技術（情報通信技術等）の活用
 - ・ ICT活用工事の推進【再掲】

(4) 取組4 地域維持や災害対応への体制強化の取組

維持修繕業務や災害時の緊急対応など、地域の安全・安心を確保する体制強化の取組を進めます。

【主な施策】

- ① 地域維持への体制強化
 - ・ 地域維持型業務委託・工事の改善
- ② 災害対応への体制強化
 - ・ 建設企業の災害対応力の維持・向上
(建設企業の事業継続計画（BCP）策定の促進)
 - ・ 複数の建設企業による災害対応訓練の支援

(5) 取組5 適正な利潤の確保や安定経営への取組

建設業が将来にわたり存続できるよう、適正な利潤の確保や安定経営に向けた取組を進めます。

【主な施策】

① 適正な利潤の確保

- ・ダンピング受注の防止
- ・適正な予定価格の設定と適切な設計変更

② 計画的な入札参加の促進

- ・発注見通しの改善（工事規模の細分化表示等）

③ 受注機会の確保

- ・入札契約制度の改善

（総合評価方式の一括審査方式、価格競争方式の一抜け方式を積極的に活用）

3 次期三重県建設産業活性化プランの策定

令和5年度は、「第三次三重県建設産業活性化プラン」の計画期間の最終年度となるため、「次期三重県建設産業活性化プラン」を策定します。

入札・契約制度

1 現状

公正性、透明性を確保しつつ、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）の基本理念である「現在及び将来の公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成・確保等」を実現するため、入札・契約制度の適正な運用・改善に取り組んでいます。

(1) 入札・契約方式

建設工事の入札・契約方式は以下のとおりです。

入札・契約方式		適用
一般競争入札	一般競争入札	WTO対象工事（※）
	条件付き一般競争入札	建設工事の入札全般
指名競争入札		測量・設計等業務委託 など
随意契約		緊急を要する工事 など

※ WTO対象工事とは、世界貿易機関政府調達協定に基づき設計金額が1500万SDR(22.8億円)以上の工事をいう。

(2) 予定価格

三重県会計規則に基づき、契約金額の上限基準となる予定価格を設定しています。

(3) 落札者の決定方式

① 価格競争方式

予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする方式です。

② 総合評価方式

価格と品質の両方を評価することにより、総合的に優れた者を落札者とする方式です。

(4) 最低制限価格制度

契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めるときに基準となる価格（最低制限価格）を設定し、これに満たない価格で入札した者を失格とする制度です。建設工事では、価格競争方式の案件に適用しています。

(5) 低入札価格調査制度

契約の内容に適合した履行を確保するため、基準となる価格（調査基準価格）に満たない価格で入札した者に対し、その価格によって契約を履行できるか否かを調査し落札者を決定する制度です。建設工事では、総合評価方式の案件に適用しています。

(6) 三重県建設工事等入札参加資格

本県が発注する建設工事の入札に参加するためには、以下の①～③を満たす必要があります。

- ① 建設業法第3条に基づく建設業の許可を受けていること
- ② 同法第27条の23に基づく経営事項審査を受けていること
- ③ 三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録されていること

(7) 三重県建設工事発注標準【表-1】【図-1】

本県では、「建設工事」のうち、以下の6業種について格付けを行っています。

土木一式工事	A～C	建築一式工事	A～C	電気工事	A、B
管工事	A、B	舗装工事	A、B	造園工事	A、B

格付けは、経営事項評価点数・技術等評価点数を加算した総合点および1級技術者数からなる格付基準により行っています。

格付けに応じて、発注する工事の設計金額の入札に参加できる基準を「三重県建設工事発注標準」として定めています。

(8) 資格（指名）停止措置

三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録された者が、法律に違反するなどの行為により、契約の相手方として不適当であると認められた場合、期間を定めて入札に参加させない措置を行います。

2 取組方針

品確法に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」および「第三次三重県建設産業活性化プラン」に基づき入札・契約制度の適正な運用・改善に取り組んでいきます。

3 令和5年度の主な取組

(1) 入札・契約制度の適正な運用

各種制度の周知徹底、入札等監視委員会の審議・確認など入札・契約制度の適正な運用を行います。

(2) 予定価格の事後公表

適切な見積りを行わずに入札に参加する建設企業の排除とくじ引きの抑制対策として、予定価格の事後公表を引き続き試行します。

表－１ 三重県建設工事発注標準

〔土木一式工事〕

区分	設計金額	格付基準
A	3,000万円以上	① 総合点840点以上 ② 1級技術者5名以上 (うち3名の公共工事の主任技術者の実績)
B	2,000万円以上 7,000万円未満	① 総合点760点以上 ② 1級技術者2名以上 (うち1名の公共工事の主任技術者の実績)
C	2,500万円未満	上記以外のもの

総合点＝経営事項評価点数＋技術等評価点数

※技術等評価点数＝①工事成績による点数

－②資格（指名）停止期間による点数

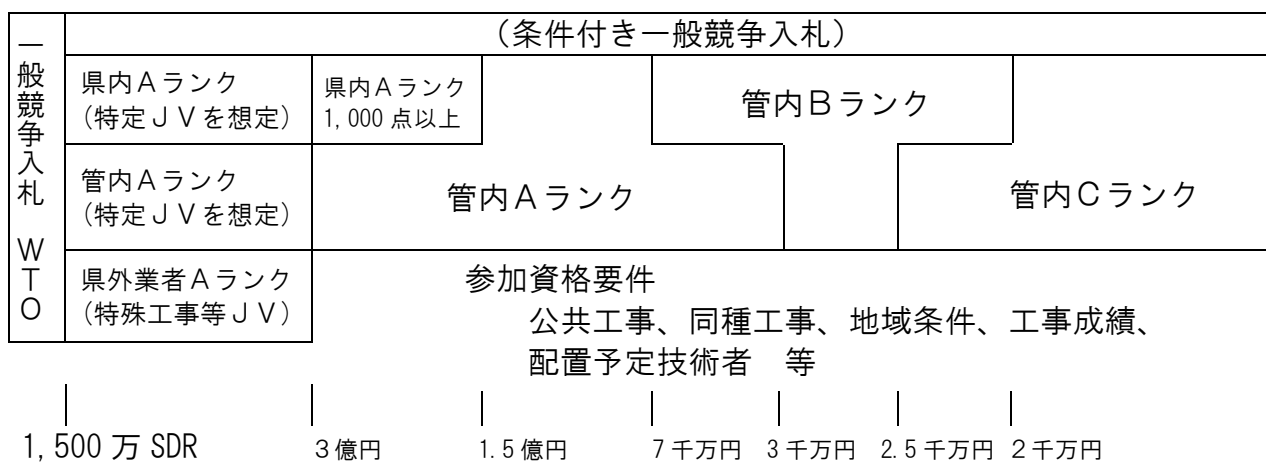
＋③環境マネジメントシステム導入による点数

＋④品質管理マネジメントシステム導入による点数

＋⑤契約後 VE 制度提案採用件数による点数

図－１ 発注方法

〔土木一式工事〕



総合評価方式

1 概要

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）において、公共工事の品質は、「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」と規定されており、公共工事の品質確保のための主要な取組として総合評価方式の適用を掲げています。

三重県では、品確法の趣旨を踏まえ平成19年度から総合評価方式を導入しています。

(1) 総合評価方式の対象

【建設工事】

- ① 土木一式工事：予定価格5千万円以上
- ② 建築一式工事：予定価格1億円以上
- ③ 舗装・橋梁上部工・法面処理工・海洋土木工事：予定価格3千万円以上
- ④ 上記①から③に該当しない工事：予定価格7千万円以上

また、平成30年度からは、土木一式工事の一部で、予定価格3千万円から5千万円を対象とした特別簡易型総合評価方式を試行。

【測量業務】

- ① 業務予定価格5百万円以上で、難度の高いもの

【設計業務】

- ① 3百万円以上で、概略・予備・基本設計などの業務
- ② 5百万円以上で、業務区分が標準的な業務、高度な業務、難度の高い業務の設計業務

<令和4年度実績>

- ・建設工事：全発注件数1,145件のうち571件で総合評価を実施
- ・測量・設計業務：全発注件数836件のうち141件で総合評価を実施

(2) 建設工事における総合評価方式の型式

- ① 簡易型（予定価格12億円未満）
- ② 標準型（予定価格12億円以上）
- ③ 高度技術提案型（標準型のうち、高度な技術提案を必要とするもの）

(3) 建設工事における落札者の決定方法

総合評価方式では、入札価格と各評価項目の評価に応じた加算点により評価値を算定し、評価値の最も高い者を落札者としています。

<建設工事における評価値の算出式>

$$\text{評価値} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$$

標準点 (100点)
 加算点：簡易型 (10~25点)
 加算点：標準型 (35点)

(4) 建設工事における評価項目の配点内訳

土木一式工事（簡易型B）における評価項目の標準の配点は、次の表のとおりです。

項目	配点	全体に占める割合 (%)	主な評価対象実績
地域精通度・貢献度	37	17	本店所在地、災害協定の訓練実績等
社会貢献度	11	5	男女共同参画活動実績、障がい者雇用実績等
企業の雇用に関する取り組み	2	1	ユースエール、三重の働き方改革企業の認定
企業の技術力等	60	28	企業の工事实績、工事成績等
技術者の能力	25	12	配置予定技術者の工事实績、CPD実績(*)等
技術提案等	80	37	技術提案、ヒアリング
換算前加算点満点	215	100	
加算点満点	20		換算前加算点(215点)を加算点(20点)に換算

(*) CPD：技術者の継続教育

2 取組方針

「品確法」及び「第三次三重県建設産業活性化プラン」に基づき、引き続き総合評価方式の改善を図りながら適用していきます。

3 令和5年度の主な取組

入札参加者や学識者の意見も聞きながら、公平性・透明性の確保ができるよう、状況の変化に応じた制度の改善に取り組んでいきます。

土木一式工事における総合評価方式 令和5年度 標準案

		簡易型B 技術提案 1テーマ									
大項目	中項目	小項目	簡易型B 標準的な配点 (案)		評価基準・配点等の設定の考え方						
企業 の 能 力 等	地域 精 通 度 ・ 貢 献 度	地域精通度	本店等所在地	10	15	110	215				
			施工箇所地域 における工事実績	5							
		地域貢献度	雪氷対策元請実績	5							
			小規模業務委託元請実績	5							
			公共施設美化活動実績	3							
			災害協定の評価	9							
	社会 貢 献 度	社会貢献度	次世代育成支援活動実績	6	6			6	6	6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県との災害協定で、協定締結後5年以上の継続した伝達訓練を行っている団体との協定：9点 ・ 県及び県以外との災害協定：3点
			男女共同参画活動実績								
			障がい者雇用実績								
			環境マネジメントシステムの認証								
			人権に関する取組実績								
			「三重県職場体験・インターンシップ 受入事業所の案内」Webページへの登録								
			現場見学会等の開催実績								
			不当要求防止責任者講習の受講実績								
	関 連 す る 取 組 に 関 する 取 組	企業の雇用に関する取組	担い手確保・育成への取組	2	2			2	2	2	<ul style="list-style-type: none"> 下記のいずれかの取組実績により評価 ・ 取組① 過去4年度の間ユースール認定企業となったことがある ・ 取組② みえの働き方改革推進企業
			県内企業による施工	5	5						
	企 業 の 技 術 力 等	工 事 実 績	企業の工事实績	20	50			50	50	50	<ul style="list-style-type: none"> ①企業が自ら選んだ直近過去3年度の三重県の工事成績点、又は国土交通省（中部地方整備局、近畿地方整備局）が前年度公表している工事成績評定平均点を評価 85点以上：20点、 75点～85点未満：（申告工事成績点－75点）＋10点 75点未満：10点 ②上記三重県の工事成績点及び国土交通省（中部地方整備局、近畿地方整備局）の工事成績評定平均点がない場合は、入札公告日時の三重県建設工事等入札参加資格者名簿の総合点を評価 970点以上：10点 840点～970点未満：（総合点－840点）／（970点－840点）×10点 840点未満：0点
工 事 成 績			申告工事成績点又は総合点	20							
		品質マネジメント	品質マネジメントシステムの認証 (ISO9000S)	3							
労働安全衛生管理		労働安全衛生マネジメント システムの認証	5								
災害時の事業継続力		事業継続計画（BCP）策定の有無	2								
受 注 工 事 高		受注工事高	1級技術者1人あたりの 公共機関等発注の 契約額2千5百万円以上の 土木一式工事の契約金額	10		10	10				
	1企業あたり当該年度の 三重県発注の契約金額5百万円以上の 土木一式工事の契約金額										
技 術 者 の 能 力	技 術 者 の 能 力	配置予定技術者の 工事实績	20	25	25	25	25	<ul style="list-style-type: none"> 評価対象工事の実績がなくても配置予定技術者が39歳以下なら18点の加点（試行） ・ 予定価格8千万円未満の場合は評価 ・ 設定時の標準配点：5点 ・ 配置予定技術者が39歳以下なら2級土木施工管理技士又は2級建設機械施工技士の資格を保有していれば3点の加点（試行） 			
		配置予定技術者の 資格保有状況	技術士、1級土木施工管理技士、 1級建設機械施工管理技士、 又は国土交通大臣が建設業法 第15条2号のイと同等以上の 能力を有するものと認定した者の資格								
		配置予定技術者の CPD（継続学習制度） 取組実績	継続学習制度の単位取得状況						5		
技 術 提 案 等	技 術 提 案 等	特記課題	60	80	80	80	80	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1テーマあたり3項目 ・ 提案を求める項目内容を全て明示 ・ 項目毎配点を項目の重要度等に応じて設定し明示 ・ 項目毎に5段階評価 ・ 請求に応じ項目毎の結果（点数）を通知 			
		ヒアリング	配置予定技術者の 工事監理能力の確認等						20		
（標準点 100点） + 加算点 20点換算			215								
			換算 20.00 点	（※換算時、小数3位切り捨て）							

不当要求根絶に向けた取組

1 現状

令和2年7月に県内の内水面漁業協同組合の組合長が県発注の公共工事を巡り受注者への協力金等の恐喝容疑で逮捕された事件を受けて、令和3年6月に警察や弁護士会等と連携した「三重県建設工事等不当要求等防止協議会」を設立し体制の強化を図りました。

さらに、令和3年9月に「漁業権設定河川における公共事業、地域開発等に関する新たな基本方針」を制定し協力金の廃止を定めるなど、県発注工事の受注者に対する不当要求等の根絶に向けた取組を行っています。

令和4年度は、発注者から警察署や弁護士会への相談や、市町職員のオブザーバー参加について協議会規約に明記し体制の強化を図りました。

2 取組方針

地域に貢献する建設業者が安心して事業を営むことができるよう、引続き関係機関が連携し必要な措置を講じることにより、不当要求等の根絶に向けた取組を実施していきます。

3 令和5年度の主な取組

建設工事等の受注者への不当要求等に対して、警察や建設業界などと連携した「三重県建設工事等不当要求等防止協議会」を積極的に運用し、建設工事等の不当要求根絶に取り組めます。

また、「漁業権設定河川における公共事業、地域開発等に関する新たな基本方針」については、農林水産部と県土整備部において毎年検証し継続運用を行っていきます。

幹線道路網（高規格道路・直轄国道）の整備

1 現状

県内の高規格道路の整備として、令和3年8月の国道42号熊野尾鷲道路（Ⅱ期）の開通をはじめ、国道306号鈴鹿亀山道路が令和4年度に新規事業化されるとともに、新宮紀宝道路の開通見通しが令和6年秋頃と公表されました。

直轄国道においては、国道1号北勢バイパスの市道日永八郷線から国道477号バイパス間約4.1kmの開通見通しが令和6年度、国道23号中勢バイパスの鈴鹿（安塚）工区約2.8kmの開通見通しが令和5年度と公表されるなど、幹線道路ネットワークの着実な整備が図られています。

なお、主な事業の進捗状況は、次頁に記載しています。

2 取組方針

- ・近い将来発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えなど、県民の皆さんの安全・安心を支えるとともに、地域間の交流・連携を進め、地域の経済活動の活性化を図るため、引き続き幹線道路ネットワークの整備促進を図ります。
- ・事業中区間の整備促進や開通見通しの早期公表について、関係市町や民間企業、民間団体と連携し、引き続き国等に対し働きかけていきます。
- ・インフラの新しい価値を創造しつつ、豊かで活力のある地方創生の実現のため、道路空間の再編による賑わいの創出や観光の復興に向けた道路整備により、官民が連携した地域づくりを推進します。

3 令和5年度の主な取組

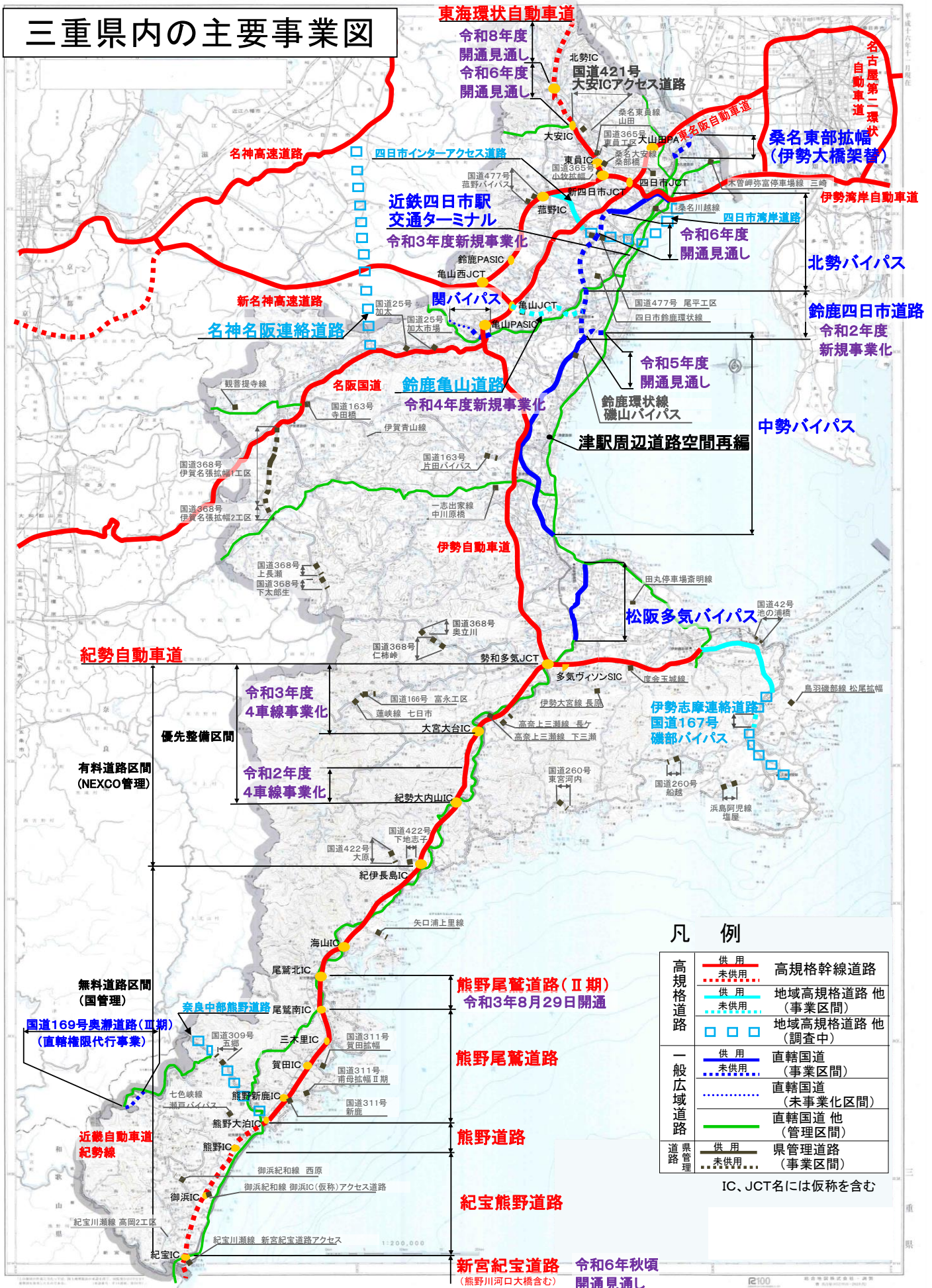
- ・新名神高速道路（6車線化）、東海環状自動車道、紀勢自動車道（4車線化）、近畿自動車道紀勢線等の高規格道路や、国道1号北勢バイパス、国道23号中勢バイパス、国道23号鈴鹿四日市道路などの直轄国道の整備促進を図る取組を推進します。
- ・県内外の交流・連携を広げるため、道路ネットワーク機能の強化をめざし、鈴鹿亀山道路の早期整備、名神名阪連絡道路の事業化に向けた取組を進めます。
- ・熊野道路、紀宝熊野道路及び新宮紀宝道路については、用地取得や埋蔵文化財調査の事業調整を県土整備部近畿道紀勢線推進プロジェクトチームが国や関係市町等と連携して取り組み、整備促進を図ります。
- ・県都の顔となる津駅周辺において、道路空間の再編などによる賑わいの創出や公共交通の利便性の向上を図るため、令和4年3月に策定した「津駅周辺道路空間の整備方針」を基に、社会実験も含めて整備方針の具体化を進めます。

<主な事業の進捗状況>

令和5年3月末時点

	事業名	事業主体	事業概要	用地進捗 事業進捗	備考
①	東海環状自動車道 (北勢～四日市)	国 中日本高速	L= 14.4km	100% -	(北勢 IC (仮称)～大安 IC) 令和6年度開通見通し L=6.6km
②	東海環状自動車道 (養老～北勢)	国 中日本高速	L= 18.0km	99% -	(養老 IC～北勢 IC (仮称)) 令和8年度開通見通し L=18.0km
③	紀勢自動車道 (4車線化) (勢和多気 JCT～大宮大台 IC)	中日本高速	L= 10.9km	100% -	(勢和多気 JCT～大宮大台 IC) 令和3年度事業化
④	紀勢自動車道 (4車線化) (大宮大台 IC～紀勢大内山 IC)	中日本高速	L= 6.2km	100% -	(大宮大台 IC～紀勢大内山 IC の一部) 令和2年度事業化
⑤	国道42号 熊野道路	国	L= 6.7km	100% 41%	
⑥	国道42号 紀宝熊野道路	国	L= 15.6km	10% 3%	令和元年度新規事業化 令和2年度用地買収着手
⑦	国道42号 新宮紀宝道路	国	L= 2.4km	100% 81%	令和6年秋頃開通予定 L=2.4km
⑧	国道1号桑名東部拡幅	国	L= 3.9km	61% 46%	
⑨	国道1号北勢バイパス	国	L= 21.0km	82% 74%	(市)日永八郷線～国道477号BP 令和6年度開通予定 L=4.1km
⑩	国道1号関バイパス	国	L= 2.5km	96% 67%	
⑪	国道23号 鈴鹿四日市道路	国	L= 7.5km	0% 1%	令和2年度新規事業化
⑫	国道23号中勢バイパス	国	L= 33.8km	100% 94%	鈴鹿市北玉垣町～鈴鹿市野町 令和5年度開通予定 L=2.8km
⑬	国道42号 松阪多気バイパス	国	L= 11.9km	100% 87%	
⑭	国道306号 鈴鹿亀山道路	県	L= 10.5km	-	令和4年度新規事業化

三重県内の主要事業図



凡例

高規格道路	— 供用	高規格幹線道路
	... 未供用	地域高規格道路 他 (事業区間)
一般広域道路	— 供用	地域高規格道路 他 (調査中)
	... 未供用	直轄国道 (事業区間)
道路	— 供用	直轄国道 (未事業化区間)
	... 未供用	直轄国道 他 (管理区間)
道路	— 供用	県管理道路 (事業区間)
道路	... 未供用	県管理道路 (事業区間)

IC、JCT名には仮称を含む

①東海環状自動車道（いなべ市大安町地内）



⑬松阪多気バイパス（松阪市上川町地内）



⑫中勢バイパス（鈴鹿市北玉垣町地内）



⑧桑名東部拡幅（伊勢大橋架替）



⑨北勢バイパス（四日市市西坂部町地内）



⑭鈴鹿亀山道路



県管理道路の整備

1. 現状

県管理道路の改良率は全国平均を大きく下回っており、地域間交流や観光地へのアクセスに時間を要しています。また、生活道路については、道路幅員が狭く、車両のすれ違いが困難な箇所があることから、安全・安心で円滑な道路整備が求められています。

2. 取組方針

高速道路および国管理の国道を補完し、地域間交流を促進する道路ネットワークや観光復興に向けたアクセス道路の整備を進めます。また、生活道路で車両のすれ違いが困難な箇所の解消などに向けて、県管理道路の整備を着実に進めます。

3. 令和5年度の主な取組

令和5年度に完成を予定している箇所は以下のとおりです。

国道25号（加太工区）

県道名張青山線（滝之原工区）

県道鳥羽磯部線（山田工区）

国道309号（五郷工区）

○令和5年度の完成予定箇所
国道25号（加太工区）



県道 名張青山線（滝之原工区）



県道 鳥羽磯部線（山田工区）



国道309号（五郷工区）



道路の防災対策

1. 現状

災害発生時に災害対応を迅速かつ効率的に実施するため、確実に通行できる緊急輸送道路が求められています。緊急輸送道路の中には大規模災害時に被災する恐れがある場所や車両のすれ違いが困難な区間があり、これらの箇所の対策が求められています。

2. 取組方針

災害発生時に対応できる輸送機能を確保するため、緊急輸送道路に架かる橋の落橋防止や倒壊対策、洪水で橋が流されない対策、道路の土砂崩れ防止対策、車両のすれ違いが困難な箇所の道幅を広げる対策に取り組みます。

3. 令和5年度の主な取組

令和5年度の完成を予定している箇所は以下のとおりです。

○橋の落橋や倒壊対策

国道166号（毛原橋）

○道路の土砂崩れ対策

国道166号（大石、栃谷1、栃谷2）

国道260号（内瀬）

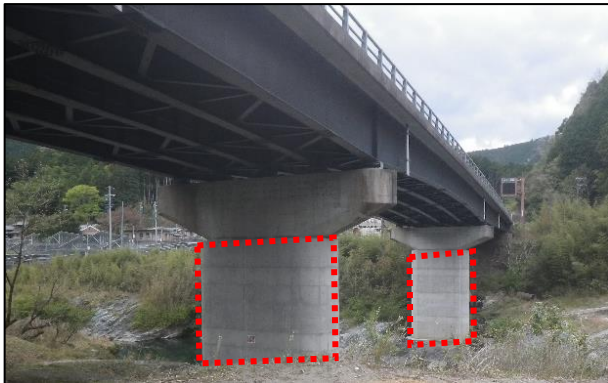
国道422号（栗谷）

県道賀田港中山線（賀田）

○令和5年度の完成予定箇所の事例

〔橋の落橋や倒壊対策〕

国道166号（毛原橋）



〔道路の土砂崩れ対策〕

国道166号（大石）



国道422号（栗谷）



国道260号（内瀬）



県道 賀田港中山線（賀田）



道路の維持管理

1 道路施設の現状

県管理道路の路線数、実延長 (R 4. 4. 1 現在)

種 別	路線数	実 延 長 (km)
国道 (県管理)	20	797. 3
県道	305	2, 651. 7
国道・県道計	325	3, 449. 0

主要な道路施設の内訳

(R 5. 3. 31 現在)

種 別	橋梁	トンネル	横断 歩道橋	シート	大型 カルバート	門型 標識
施設数	4, 210	127	105	22	45	20

2 取組方針

道路利用者が安全・安心・快適に通行いただけるよう、道路パトロールや道路施設の定期点検等により現況を把握するとともに、維持管理に係る対策の内容を、予防管理、対処管理、日常管理などに応じて、適切な維持管理に取り組みます。

3 令和5年度の主な取組

(1) 定期点検 (1 回 / 5 年) の実施

橋梁 897 橋、トンネル 62 本、横断歩道橋 40 橋、大型カルバート 2 基、門型標識 11 基

(2) 定期点検結果に基づく修繕

過年度の定期点検結果で修繕が必要となった施設の修繕工事
橋梁 92 橋、トンネル 5 本、横断歩道橋 3 橋

(3) 市町職員への技術的サポート

三重県道路インフラメンテナンス協議会や様々な研修会を活用した市町職員への技術的サポート

(4) 住民参加による維持管理の推進

道路美化ボランティア活動助成事業、ふれあいの道事業、草刈り作業の自治会等への業務委託については、住民の方により広く参加していただけるよう実施要領を改正しました。今後は制度の普及啓発に努め、さらなる制度の広がりを図ります。

花植え活動を通じて、地域の絆を強めていく「みえ花と絆のプロジェクト」を令和4年度は本庁及び10建設事務所が19箇所で実施しました。令和5年度は一部

G7三重・伊勢志摩交通大臣会合のウェルカムフラワー活動とも連携し、各事務所で継続して実施していきます。

(5) 財源確保の推進

歩道橋ネーミングライツは令和5年3月末現在で16件の契約があり、引き続き募集を継続していきます。

ふるさと納税制度を活用した地域の道美化事業募金についても、一層の周知を図ります。

● 橋梁修繕 定期点検結果に基づく対策事例 けた ししょう 桁と支承の修繕



老朽化により桁・支承が腐食



桁と支承の修繕を実施

● 三重県道路インフラメンテナンス協議会の研修事例

点検技術力の向上を図るため研修を実施



インフラメンテナンスに関する情報共有

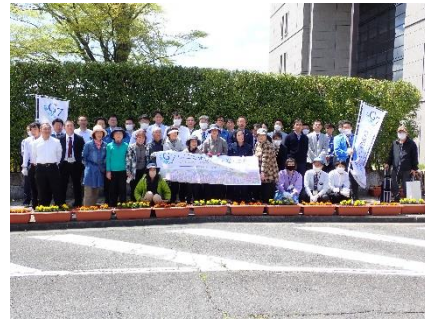


意見交換

●みえ花と絆のプロジェクト



県道上野大山田線（伊賀市）



県庁前（津市）

●歩道橋ネーミングライツ（令和5年3月末現在：16件）

- ・ 亀山市 御幸（みゆき）歩道橋「白熊ラーメン亀山本店ブリッジ」
- ・ 桑名市 益生（ますお）歩道橋「建設業協会桑員支部歩道橋」
- ・ 鈴鹿市 平田駅前（ひらたえきまえ）歩道橋「高所作業車レンタル スカイリースブリッジ」
- ・ 鈴鹿市 三日市（みっかいち）歩道橋「トラック輸送・倉庫 三重執鬼（トルキ）ブリッジ」
- ・ 四日市市 浜旭（はまあさひ）歩道橋「エムシーパートナーズ歩道橋」
- ・ 四日市市 いかるが歩道橋「富一コンクリート（株）1号歩道橋」
- ・ 松阪市 宮町（みやまち）横断歩道橋「株式会社エコクリーン2号歩道橋」
- ・ 松阪市 大平尾（おおびらお）歩道橋「株式会社エコクリーン3号歩道橋」
- ・ 四日市市 蔵町（くらまち）歩道橋「九鬼ヤマシチ純正胡麻油歩道橋」
- ・ 鈴鹿市 保育園前（ほいくえんまえ）歩道橋「かきくけコーポレーションはひふへ歩道橋」
- ・ 松阪市 鎌田（かまだ）横断歩道橋「総合物流業三重海運株式会社歩道橋」
- ・ 津市 島崎（しまざき）歩道橋「ニットケン ブリッジ 1号」
- ・ 津市 乙部（おとべ）歩道橋「ニットケン ブリッジ 2号」
- ・ 四日市市 貝家町（かいげちょう）歩道橋「管工事（株）兼成工業本社・第一歩道橋」
- ・ 津市 高茶屋（たかぢやや）歩道橋「プロジェクト品川 ブリッジ 1号」
- ・ 津市 インター横（いんたーよこ）歩道橋「プロジェクト品川 ブリッジ 2号」



かいげちよう
貝家町歩道橋
「管工事 (株)兼成工業本社・第一歩道橋」
(四日市市)



たかぢや
高茶屋歩道橋
「プロジェクト品川ブリッジ1号」
(津市)

交通安全対策

1 現状

(1) 通学路における交通安全対策

1) 通学路交通安全プログラム

平成25年から道路管理者、県警察、教育委員会及び学校等が連携して「通学路交通安全プログラム」の策定を進め、平成28年度より同プログラムに基づき危険箇所の対策を重点的に実施しています。

2) 千葉県八街市の事故をふまえた交通安全対策

千葉県八街市における交通事故を受けて実施した通学路合同点検に基づく交通安全対策を交通安全対策補助制度（通学路緊急対策）を活用し実施しています。

(2) 事故危険箇所における交通安全対策

国土交通省では、幹線道路において死傷事故率が高く、または死傷事故が多発している交差点や単路部を「事故危険箇所」として指定しています。

令和4年3月に第5次社会資本整備重点計画において、第5次事故危険箇所（県管理35箇所）が指定されました。

(3) 区画線の引き直し

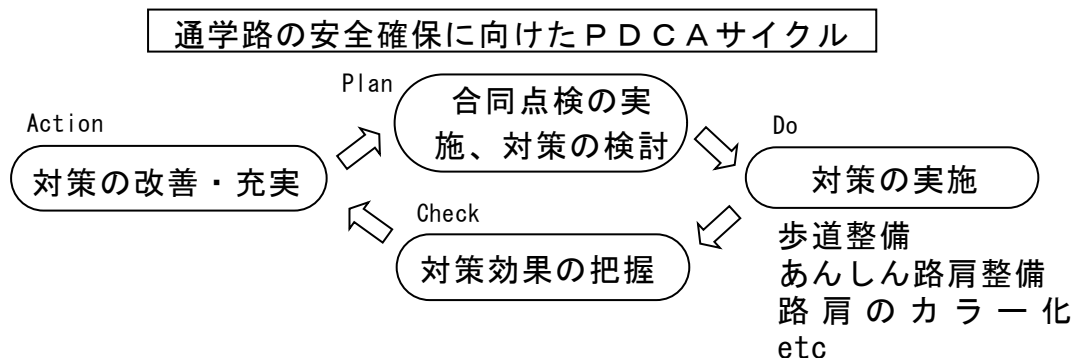
- ・区画線について、平成29年度に剥離度に関する調査を実施し、剥離度Ⅳ（極めて剥離が進んだ区画線）と剥離度Ⅲ（剥離が進んだ区画線）の引き直しを平成30年度から重点的に進め令和3年度末に完了しました。
- ・令和4年度は、早期の剥離度Ⅱ以内の定常化を目指し、新たに剥離が進んだ区画線の引き直しを進めました。
- ・路面標示についての検討・調整等を行うことを目的として、直轄国道事務所、県警察、県で組織する「三重県内道路路面標示連絡調整会議」を令和2年度に設立し、国、県警察、県の三者が連携した同時施工、高耐久性塗料による試験施工及びモニタリング調査、AⅠ技術の活用による劣化状況の把握についての検討等を行なっています。

2 取組方針

(1) 通学路における交通安全対策

1) 通学路交通安全プログラム

P D C A サイクル（合同点検の実施、対策の検討、対策の実施、対策効果の把握、対策の改善・充実）により、関係者とともにと組を推進します。



2) 千葉県八街市の事故をふまえた交通安全対策

早期対策完了に向けて、計画的・集中的な交通安全対策を推進します。

(2) 事故危険箇所における交通安全対策

県管理道路の「事故危険箇所」として指定された箇所について、県警察と協議した対策内容等の取組を進め、令和7年度までの対策完了を目指します。

(3) 区画線の引き直し

- ・新たに剥離が進んだ区画線の引き直しを進め、早期の剥離度Ⅱ以内の定常化を目指します。
- ・「三重県内道路路面標示連絡調整会議」において、一体施工・同時施工などの連携した取組を進めます。
- ・A I 技術の活用による効率的な維持管理を推進するため、三重大学、県警察とともに路面標示劣化検知システムの共同開発を進めます。

3 令和5年度の主な取組

(1) 通学路における交通安全対策

1) 通学路交通安全プログラム

「通学路交通安全プログラム」に基づき、13箇所の歩道整備等を実施する予定です。(うち、令和5年度完了予定箇所4箇所)

2) 千葉県八街市の事故をふまえた交通安全対策

「合同点検」の結果、対策が必要される箇所について、令和5年度末までに、速効的な対策を含め、全ての箇所で安全対策を実施します。

(2) 事故危険箇所における交通安全対策

県管理道路の「事故危険箇所」として指定された箇所について、策定した事業計画に基づき早期対策完了を目指します。

(3) 区画線の引き直し

- ・ 早期の剥離度Ⅱ以内の定常化を目指し、新たに剥離が進んだ区画線の引き直しを着実に進めます。
- ・ 国、県警察、県の同時施工に向けた協議調整を進めるとともに、市町への連携拡大等について検討を進めます。
- ・ 区画線の耐久性向上に向けたモニタリング調査を継続するとともに、路面標示劣化検知システムの令和5年度中の本運用を目指します。

通学路における交通安全対策

【県道阿児磯部鳥羽線 鳥羽市安楽島～大明東町地内】

対策前



歩道がなく路肩も狭小であり、通学児童等が危険な状態

対策後



通学児童等の安全確保を図るため、歩道整備事業により歩行空間を確保

事故危険箇所における交通安全対策

【県道桑名川越線 桑名市】

対策前



歩行者溜りが狭く、歩行者が車両と接触する恐れがあり危険な状態

対策後



グリーンベルトを設置し、歩行空間を明示することにより、歩行者の安全を確保

区画線の引き直し

【県道星川西別所線 桑名市】

実施前



センターライン・外側線が消えており、車両通行が危険な状態

実施後



車両通行の安全確保を図るため、区画線の引き直しを実施

流域治水の推進

1 現状

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムなどの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたるあらゆる関係者が協働して治水対策を行う「流域治水」の取組を進めていく必要があります。

2 取組方針

河川区域と集水域だけではなく、氾濫域も含めて流域として捉え、次の3対策について、ハード・ソフト一体で多層的に進めます。

- ① 氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策
- ② 被害対象を減少させるための対策
- ③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

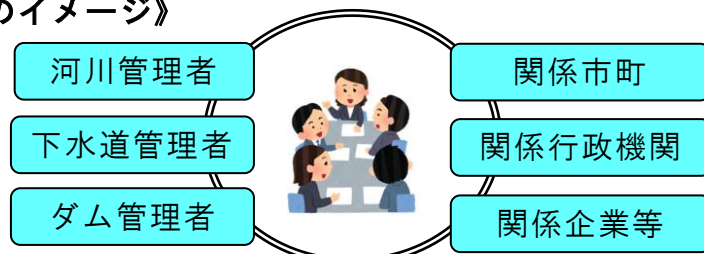


3 流域治水プロジェクトの推進体制

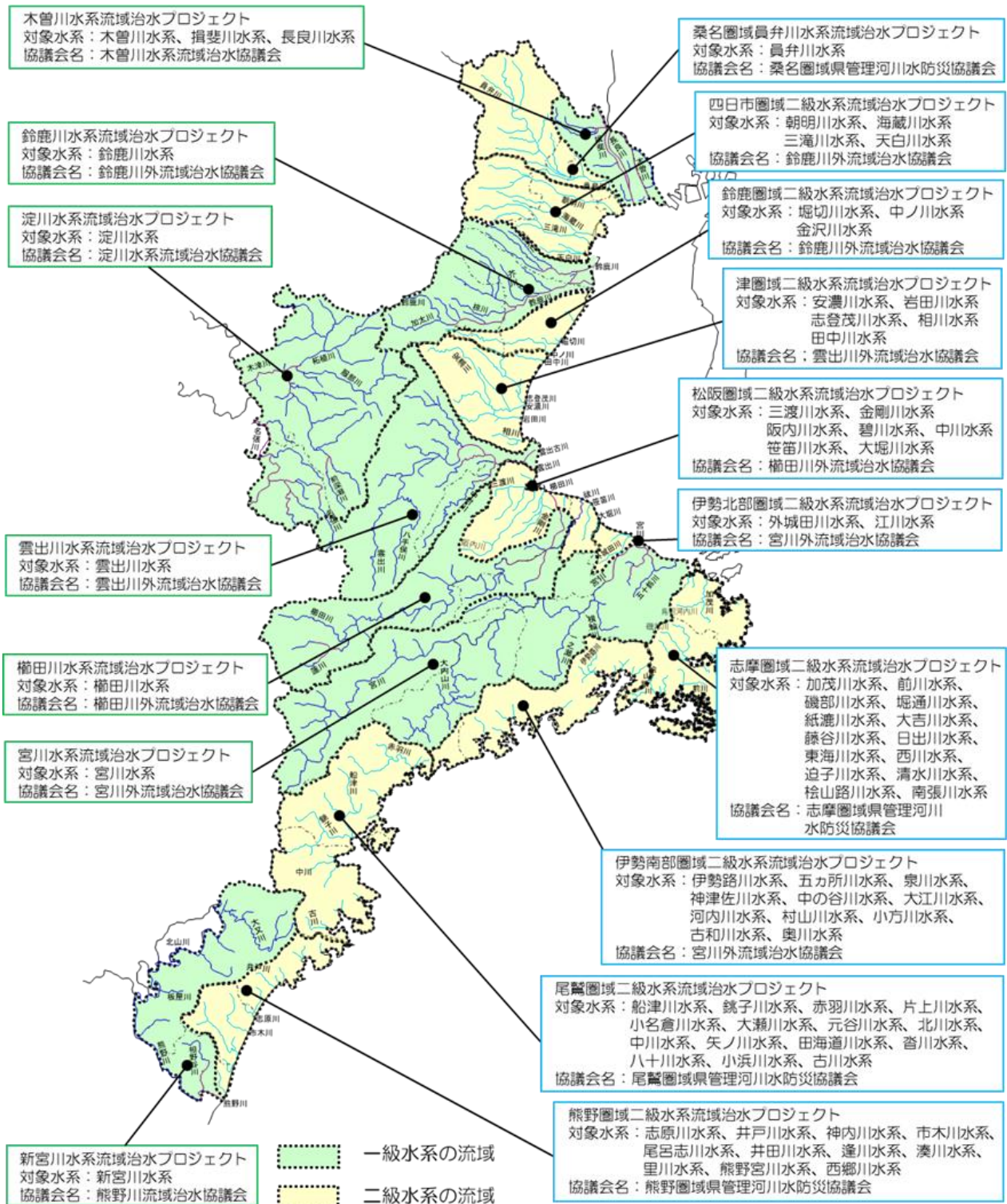
流域全体で取り組む治水対策の全体像を県民に示すため、河川管理者や流域市町等で構成する流域治水協議会において「流域治水プロジェクト」を策定しました。

「流域治水プロジェクト」は、国、県が管理する一級水系7水系と、県が管理する二級水系73水系を10圏域に取りまとめて策定・公表しました。

《流域治水協議会のイメージ》



《県内の流域治水プロジェクトの流域及び圏域》



※流域・圏域毎の流域治水プロジェクトは以下のHPで公開しています。

・ <https://www.pref.mie.lg.jp/KASEN/HP/000255015.htm>

4 氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策

(1) 洪水防止対策

①事業目的と取組方針

近年、局地的な集中豪雨や台風の大型化に伴う豪雨が頻発化・激甚化しており、浸水被害から県民の生命と財産を守るため、堤防の整備やダム建設等、河川施設の整備を進めています。

県管理河川においては浸水被害の防止・最小化のため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に活用し、集中的に河川整備を進めるとともに既存ダムの事前放流など「流域治水」の取組を進めていきます。

②令和5年度の主な取組

相川（津市）、三滝新川（四日市市）など17河川で河川改修事業を実施するとともに鳥羽河内川（鳥羽市）では令和10年度の完成を目指し鳥羽河内ダム建設事業を実施します。

また、釜屋川排水機場（鈴鹿市）など12河川で長寿命化計画に基づく延命化対策を実施します。

(2) 地震・高潮対策

①事業目的と取組方針

大規模地震や高潮等による浸水被害を軽減するため、河口部の河川堤防、大型水門の地震・高潮対策を進めます。

②令和5年度の主な取組

鍋田川（木曾岬町）など6河川で河川堤防・河口部の大型水門等の耐震対策を実施します。

(3) 河川堆積土砂撤去等

①事業目的と取組方針

河川の流下能力を早期に回復させ、洪水時の被害を軽減するために、堆積土砂の撤去及び雑木の伐採を進めています。

実施にあたっては、関係市町と市町管理区間を含めた河川全体の情報共有により実施箇所の優先度を検討するなど、連携して取り組みます。

撤去した土砂については、公共事業への活用や市町など地域の協力も得ながら残土処分地を確保します。

また、民間による砂利採取を活用し、河川全体の堆積土砂量の縮減に取り組んでいます。

さらに、砂防えん堤の堆積土砂撤去や治山部局とも連携しながら、河川内への土砂堆積の抑制に向けた取組も進めます。

②令和5年度の主な取組

約46万 m^3 （予定）の堆積土砂撤去を進めるとともに、砂利採取においては、堆積土砂状況により堆積土砂撤去方針の適用期間の延伸を検討します。また引き続きヨシ草や表土の撤去、仮置き採取などの促進策の運用を行い、堆積量の縮減を図ります。

(4) 直轄河川改修事業

①事業目的と取組方針

国が管理する一級水系において直轄事業として浸水被害から県民の生命と財産を守るため、堤防の整備や耐震対策等、河川施設の整備を進めています。

②令和5年度の主な取組

中部地方整備局管内で鈴鹿川など5水系5河川、近畿地方整備局管内で熊野川など2水系3河川で河川改修事業を実施します。

(5) 特定都市河川

①目的と取組方針

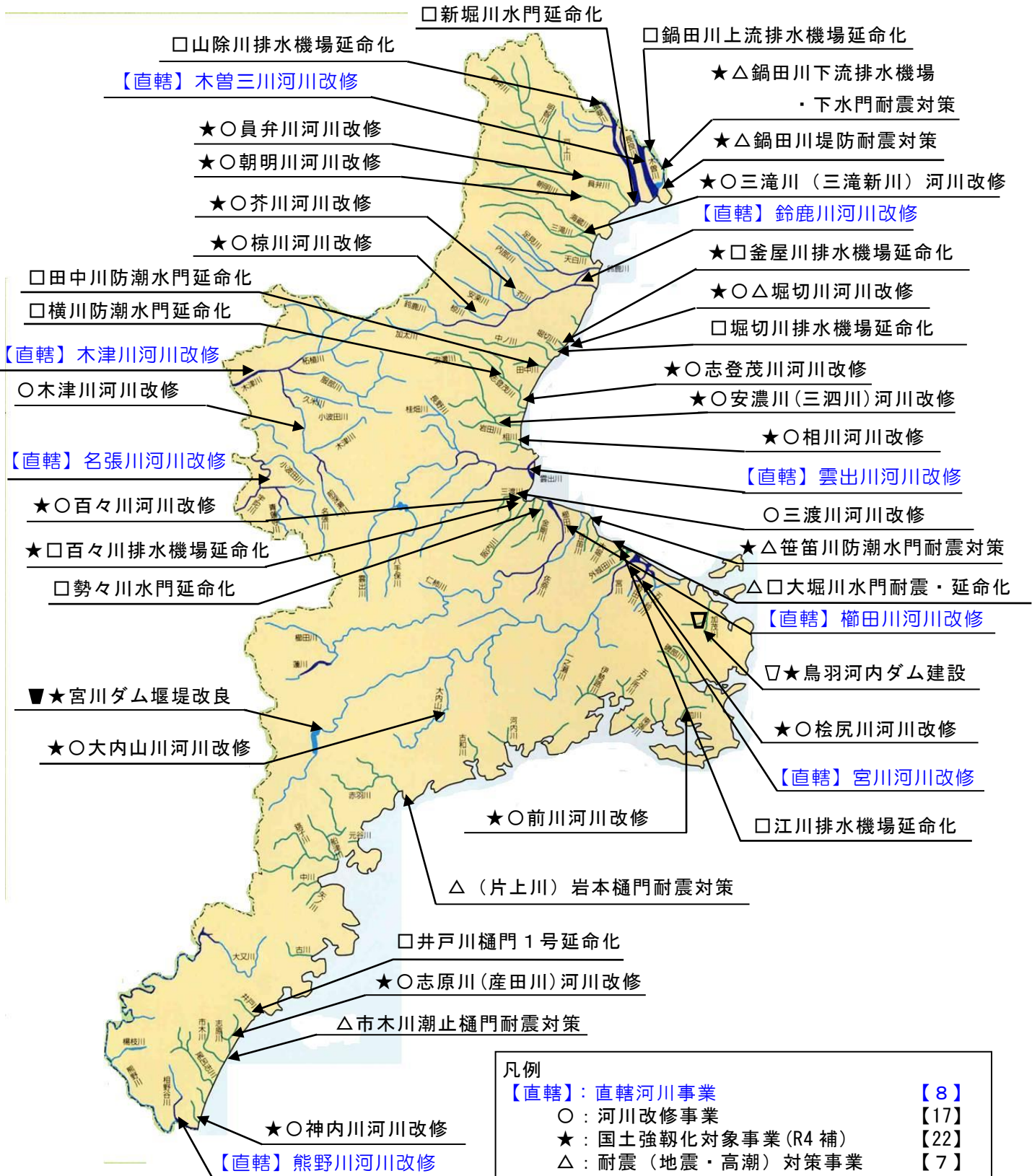
市街化の進展や自然的条件等により浸水被害の軽減が困難な河川について、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、特定都市河川及び特定都市河川流域の指定に向けた取組みを進めています

②令和5年度の主な取組

令和4年度に特定都市河川及び特定都市河川流域に指定した、雲出川水系の中村川・波瀬川・赤川ほか6河川において、河川管理者と流域市町などの関係者により流域水害対策協議会を組織し、協働して流域水害対策を推進するための流域水害対策計画の策定を進めます。

また、特定都市河川流域の指定に伴い、河川への雨水の流出増加を抑制するための対策を義務付ける、雨水浸透阻害行為の許可制度の適切な運用に努めます。

令和5年度 主な河川改修事業の予定



凡例	
【直轄】：直轄河川事業	【8】
○：河川改修事業	【17】
★：国土強靱化対象事業(R4補)	【22】
△：耐震(地震・高潮)対策事業	【7】
□：延命化事業	【12】
▽：ダム事業	【1】
▼：堰堤改良事業	【1】

【三滝新川】 流下能力向上のための河川改修
（四日市市本郷町） 完成予想図



【椋川】 流下能力向上のための河川改修
（亀山市川合町）



【相川】 大型構造物の改築
（津市高茶屋小森上野町）



【鍋田川】 堤防の耐震対策
（桑名郡木曾岬町源緑輪中）



【外城田川】 堆積土砂撤去（伊勢市小俣町）



【鳥羽河内川】 鳥羽河内ダム（鳥羽市河内町）



洪水被害などの軽減、早期復旧のための対策

1 水防・防災

(1) 水防事業

①現状

三重県水防計画に基づき、県内に気象に関する予警報が発表された場合、県庁（水防本部）や建設事務所（水防支部）は水防待機を行い、市町が避難措置を発令する判断根拠となる河川水位や雨量等の監視及び情報伝達等を行っています。

②取組方針（令和5年度の取組）

水防備蓄資器材の補充等を行い、水防活動に備えます。

(2) インフラ危機管理体制の強化

①現状

河川DX中期計画に基づき、危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラの設置を進めるとともに、水位・雨量情報システムの適切な維持管理を行い、住民の避難に資する水位・雨量等の情報を発信しています。

②取組方針（令和5年度の取組）

大規模災害への備えとして、排水ポンプ車を運用するとともに、実動訓練の積み重ねにより、初動を迅速化するインフラ危機管理体制の強化に取り組みます。

2 災害復旧

(1) 災害復旧の早期完成

①現状

令和4年は、9月の台風15号等により48箇所の災害が発生し5箇所完成しました。（未完成43箇所のうち41箇所は契約済み）

また、令和元年から令和3年に発生した災害では、未完成が6箇所あります。

②取組方針（令和5年度の取組）

未完成箇所の早期完成に努めます。

(2) デジタル技術の活用

①現状

災害復旧事業は、被災から2か月程度で災害査定を受けるため、測量・設計等を短期間で進める必要がありますが、危険な現場での測量など「人海戦術」に頼るところが多い状況です。

また、国土交通省においても2022年5月に「災害復旧事業におけるデジタル活用技術の手引き（素案）」が出されるなど、災害復旧事業における作業の安全性向上、効率化に資するためのデジタル技術の導入が急務となっています。

②取組方針

災害復旧事業の作業の安全性向上や効率化を図るため、デジタル技術活用を進めます。

③令和5年度の本来的な取組

デジタル技術の活用として、ドローン・360度カメラによる撮影やリモート査定などの試行を行います。

水防・防災

【県庁コントロールルーム】

現場より配信されたライブ映像を県庁で確認する訓練



【建設事務所】

国県市町と建設企業が連携した道路啓開訓練



災害復旧

【災害復旧事業】

大内山川災害復旧事業（度会郡大紀町、令和4年度完成）



【デジタル技術の活用】

ドローンによる撮影



リモート査定



土砂災害対策の推進

1 現状

県内の土砂災害警戒区域は、約 1 万 6000 箇所を数え県土面積の 6 割超を山地が占め多くの県民は豪雨などによる土砂災害と隣り合わせで生活しています。また、土砂災害防止施設の整備率が依然として低い状態にあることから、土砂災害防止施設の整備が求められています。

2 事業目的と取組方針

豪雨等によるがけ崩れや土石流などの土砂災害から県民の生命、財産を守るための土砂災害防止施設を整備します。

整備にあたっては、通常砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業により、自力避難が困難な方々が利用する要配慮者利用施設や、避難所を保全対象としている箇所で重点的に取り組みます。

特に、国の「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」等を活用し、人家が集中する地域や、地域の社会・経済活動を支える基礎的インフラである医療施設・学校・道路等を保全するため、砂防えん堤や急傾斜地崩壊対策施設等の砂防関係施設の整備、老朽化対策を推進します。また、経年的に堆積した砂防えん堤の土砂撤去についても計画的に実施します。

一方、「盛土 110 番」を開設し、県民の皆さんから通報を受けた危険な盛土に対して、関係部局と連携して対応しています。また、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の区域指定は完了しましたが開発等の地形改変などにより状況の変化があった箇所を抽出し 2 巡目の基礎調査に引き続き取り組みます。

※ 通常砂防事業：砂防えん堤工、溪流保全工など

※ 急傾斜地崩壊対策事業：法面工、擁壁工など

3 令和 5 年度の主な取組

取組	実施箇所
(土砂災害防止施設の整備) 通常砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業	65 箇所(砂防:51 箇所 急傾斜:14 箇所) 八島川(鈴鹿市)、川上 2 地区(度会町)など
うち、要配慮者利用施設および避難所を保全する事業	30 箇所 <要配慮者利用施設を保全する事業> 旭谷(伊勢市)、雨東谷(熊野市)など <避難所を保全する事業> 寝釈迦川(紀北町)、上野 1 地区(桑名市)など
(老朽化対策) 砂防メンテナンス事業	29 箇所 田光川(四日市市)、下出川(伊勢市)など
緊急浚渫推進事業	24 箇所 青川(いなべ市)、木梶川(松阪市)など
2 巡目の基礎調査	引き続き、2 巡目の基礎調査に取り組みます。

※ 要配慮者利用施設：病院、老人福祉施設、障がい者支援施設、児童福祉施設など

●通常砂防事業（北山川：度会町）



●急傾斜地崩壊対策事業（奥馬野地区：伊賀市）



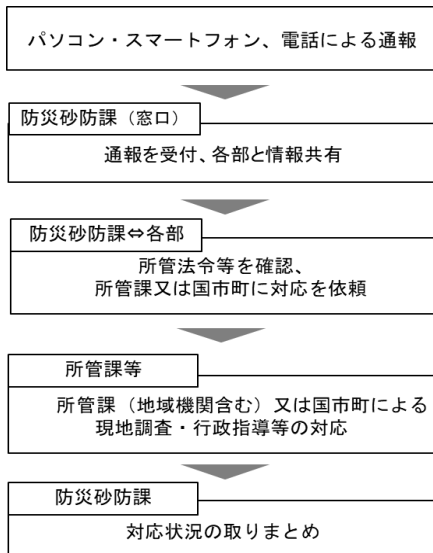
●砂防メンテナンス事業
（宗利第2砂防えん堤：四日市市）



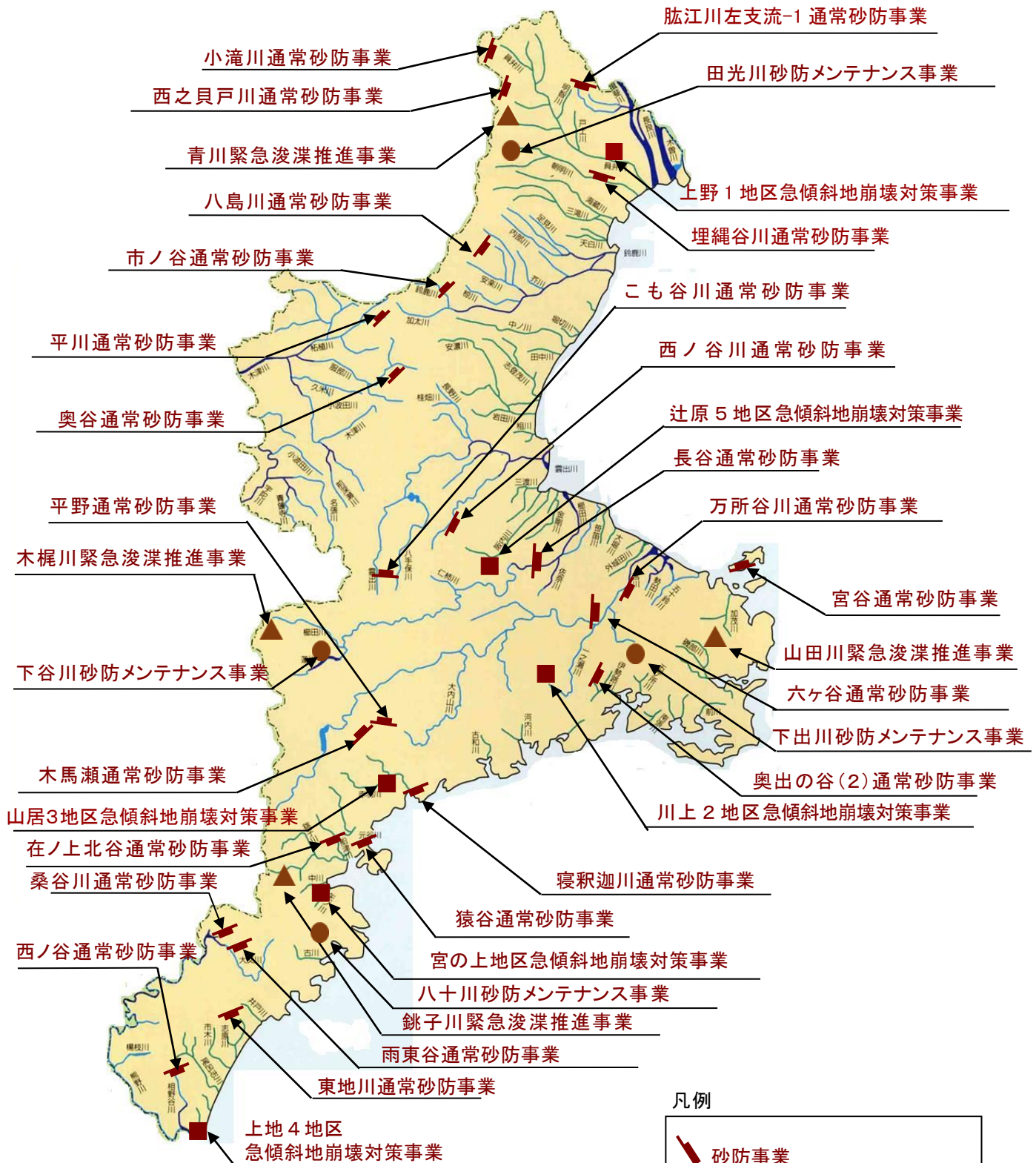
●緊急浚渫推進事業（桂畑川砂防えん堤：津市）



●「盛土110番」通報の流れ



令和5年度県の主な砂防事業の予定



港湾・海岸の整備

1 港湾事業

(1) 現況

- ・本県には国際拠点港湾1港、重要港湾2港、地方港湾17港、合計20港があり、国際拠点港湾である四日市港を除く19港を管理しています。
- ・港湾施設の多くが建設後相当な年数を経過しており老朽化が進んでいます。
- ・耐震強化岸壁を有する港湾は、大規模地震発生時の防災拠点に位置付けられています。

(2) 取組方針

- ・地域の人流・物流ネットワークの拠点としての港湾機能を維持し、県民生活と産業活動を支えるとともに、大規模災害発生時において、緊急物資等の海上輸送機能を確保する必要があります。
- ・このため、港湾の脱炭素化、港湾活用による地域産業や観光の活性化に取り組むとともに、老朽化が進む岸壁等の港湾施設の更新・修繕や臨港道路橋梁、岸壁の耐震対策に取り組めます。

(3) 令和5年度の主な取組

- ・三重県港湾みらい共創本部
- ・施設更新：津松阪港（大口地区）の岸壁改良（令和5年度完成予定）
津松阪港（新堀地区）の物揚場改良
宇治山田港（今一色地区）の防波堤改良
- ・耐震対策：長島港江ノ浦大橋の上部工補強（令和5年度完成予定）
鳥羽港（中之郷地区）の岸壁補強

港湾事業 老朽化対策・・・津松阪港(大口地区) (松阪市大口町)



栈橋上部工（下面）コンクリートの剥落、鉄筋腐食など老朽化が進行しており、上部工の更新を行います。

2 海岸事業

(1) 現状

- ・ 本県の海岸線は1,083kmあり、約330kmを管理しています。
- ・ 昭和34年の伊勢湾台風時の水害などに代表される高潮災害や、近い将来発生が危惧されている南海トラフ地震による津波災害に対し、住民の安全・安心を図る必要があります。このため、海岸保全施設の整備を着実に進め、避難体制の充実を図ります。

(2) 取組方針（施設整備）

- ・ 津波や高潮・侵食による浸水被害から、堤防背後に住む県民の生命と財産を守るため、令和5年度以降は「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を活用し、海岸堤防等の整備に取り組みます。
- ・ 三重県は南北に長く、地域により背後地の状況、高潮や津波の高さ、堤防の高さなど施設の状況が異なることから、地域特性に合わせた対策に取り組みます。

県北部・・・地盤が低く地震により堤防が崩壊すると浸水する可能性があることから、地盤の液状化による堤防の沈下や崩壊を防止する地震対策を実施します。

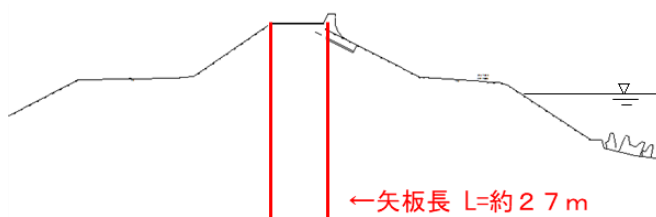
県中部・・・高潮や高波による越波や海岸の侵食を防止する高潮・侵食対策を実施します。

県南部・・・堤防背後住民の津波避難時間を確保するため、堤防上部や堤防陸側法面のコンクリートを厚くするなどし、津波が堤防を乗り越えても堤防が崩壊しにくい構造とする津波対策（海岸堤防強靱化対策）を実施します。

(3) 令和5年度の主な取組（施設整備）

- ・ 地震対策：城南第一地区海岸、川越地区海岸など8箇所
（一部 高潮、津波対策と重複）
- ・ 高潮対策（侵食対策）：上野・白塚地区海岸、千代崎港原永地区海岸など13箇所（一部 地震、津波対策と重複）
- ・ 津波対策（海岸堤防強靱化対策）：長島港海岸、相賀浦地区海岸など6箇所
（一部 高潮、地震対策と重複）
- ・ 津松阪港海岸において国が権限を代行し、直轄海岸事業として高潮対策・地震対策を実施しており、令和5年度に完了予定です。

海岸事業 地震対策・・・城南第一地区海岸（桑名市福岡町）



地震対策

地震による液状化が発生しても、堤防が崩壊しないよう鋼矢板を連続して打設し堤防を補強しています。

高潮・侵食対策・・・宇治山田港海岸（伊勢市二見町）



侵食対策

養浜により来襲波の勢力を弱め、災害を防止、軽減する。



津波対策・・・長島港海岸（北牟婁郡紀北町長島）



津波対策

津波に対して粘り強い構造とすることで、被害を軽減する。

（４）取組方針（住民の避難）

- ・伊勢湾内について、水防法に基づき「想定し得る最大規模の高潮」を対象とした高潮浸水想定区域図を作成し、令和２年８月に公表し、令和３年度には高潮特別警戒水位の検討を行いました。令和４年度には高潮特別警戒水位の設定および高潮浸水想定区域の指定を行いました。令和５年度は、高潮リスク情報空白域解消のため熊野灘沿岸の高潮浸水想定区域図の作成に着手します。

都市政策の推進

1 都市計画について

(1) 現状（参考：図1）

人口減少・超高齢社会に対応した持続可能性が高い集約型都市構造の実現とともに、発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模災害に対応したまちづくりに向けて、必要となる都市計画の決定、変更を行っています。

(2) 取組方針

令和2年度策定の都市計画区域マスタープランに基づき、コンパクトで賑わいのあるまちづくりを推進するため、市町の立地適正化計画策定やコンパクトなまちづくりに資する関連事業を支援します。

(3) 令和5年度の主な取組

区域マスタープランに沿った都市計画の決定、変更(用途地域変更、地区計画策定、都市施設決定等)を進めるとともに、区域マスタープランの内容が、各市町が策定する市町マスタープランに反映されるよう支援します。

また、市町の立地適正化計画の策定が進むよう市町へ情報提供するとともに、個別懇談等を通して、計画策定にかかる助言を行います。

2 都市基盤の整備等

(1) 現状

・都市公園について（参考：図2）

潤いある都市環境を形成するため、所管する6箇所の県営都市公園の整備・管理を行うとともに、利用促進に努めています。

・街路事業について（参考：図3）

安全で快適な都市生活の確保、災害に強い都市構造の形成をめざし、市街地における街路の整備を実施しています。

(2) 取組方針

・都市公園について

指定管理者と連携し、利用者のニーズに応じ適切に管理・運営を行うとともに、安全に配慮しつつ利用促進に努めます。

・街路事業について

通学路の安全対策、緊急輸送道路の無電柱化など、高い効果が見込める事業に注力し整備を進めます。

(3) 令和5年度の主な取組

・都市公園について

指定管理者と連携しながら安全管理を徹底しつつ、イベント開催等により利用促進に努めます。

「公園施設長寿命化計画」に基づき、^{あずまや}四阿、照明灯等老朽化する公園施設の更新・修繕を実施します。

観光誘客の促進に資する公園整備（熊野灘臨海公園）を進めます。

・街路事業について

○通学路の安全対策に係る事業

（都）桑部播磨線（桑名市）

（都）野町国府線（鈴鹿市）

○緊急輸送道路の無電柱化に係る事業

（都）外宮常磐線（伊勢市）

（都）本町宮川堤線（伊勢市）

（都）尾鷲港新田線（尾鷲市）

3 景観づくり

（1）現状

三重県景観計画に基づき、良好な景観形成に向けた取組を実施しています。

（2）取組方針

地域が主体となる景観づくりに向け、県民や市町への必要な情報提供等を行うとともに、景観法等に基づく制度や手法を活用し、良好な景観づくりにつながる規制・誘導を行います。

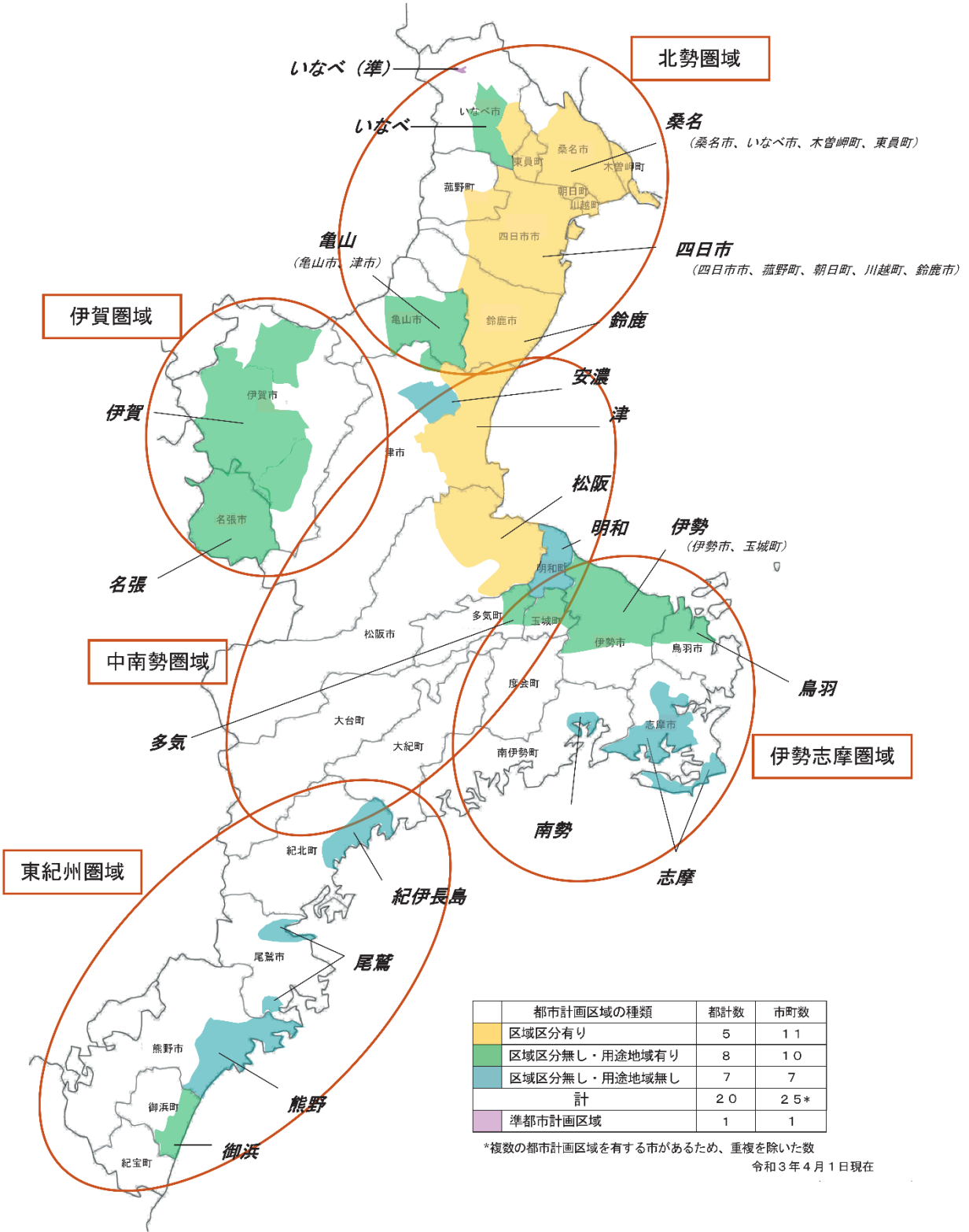
（3）令和5年度の主な取組

地域の実情に応じた良好な景観形成を進めるため、市町の景観行政団体への移行に係る支援を行います。

景観法に基づく建築物等の規制・誘導及び三重県屋外広告物条例に基づく違反広告物の是正・指導を行います。

屋外広告物の安全点検・維持管理の重要性について、引き続き啓発活動を実施していきます。

図1 都市計画区域図



都市計画区域の種類	都計数	市町数
区域区分有り	5	11
区域区分無し・用途地域有り	8	10
区域区分無し・用途地域無し	7	7
計	20	25*
準都市計画区域	1	1

*複数の都市計画区域を有する市があるため、重複を除いた数
令和3年4月1日現在

図2 都市公園箇所図



熊野灘臨海公園 (紀北町)



北勢中央公園 (いなべ市、四日市市、菰野町)

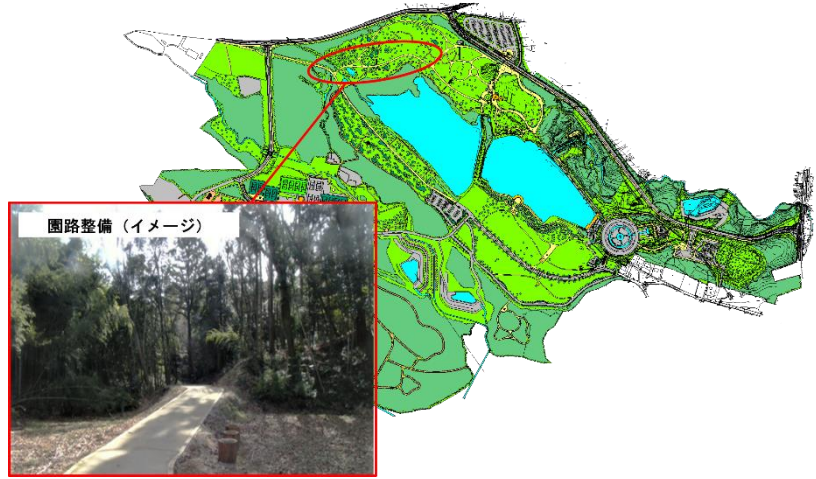
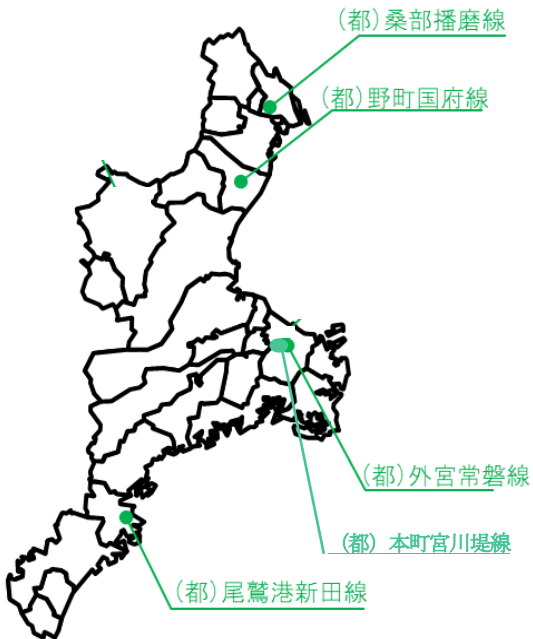


図3 街路事業箇所図



(都)野町国府線 (鈴鹿市)
 [通学路の安全対策に係る事業]



(都)外宮常盤線 (伊勢市)
 [緊急輸送道路の無電柱化に係る事業]



下水道の整備

1 現状

(1) 快適な生活環境と健全な水環境を維持するため、県及び市町では「生活排水処理アクションプログラム（三重県生活排水処理施設整備計画）」に基づき下水道の整備を行っています。（表－1）

下水道の整備は、市町が事業主体になって実施する公共下水道（23市町）と、県が広域的に実施する流域下水道（3流域、6処理区）において進めています。（表－2）

流域下水道では、北勢沿岸流域下水道の南部浄化センター第2期整備事業における処理施設の建設や、宮川流域下水道の幹線管渠の延伸等を進めています。

【表－1】生活排水処理施設の整備状況

生活排水処理施設の種類	普及率 R3末(%)	整備完了時(%)
下水道	58.9	81.6
農業集落排水施設等	5.0	4.8
漁業集落排水施設	0.3	0.5
コミュニティ・プラント	0.2	0.0
市町設置型浄化槽	1.0	2.9
個人設置型浄化槽等	22.8	10.2
合計	88.2	100.0

【表－2】流域下水道

流域下水道	処理区
北勢沿岸	北部
	南部
中勢沿岸	志登茂川
	雲出川左岸
	松阪
宮川	宮川

(2) 県は、計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ることを目的に、固定資産調査、企業会計システム構築などを行い、令和元年12月に三重県流域下水道条例を改正のうえ、令和2年4月1日から地方公営企業法を一部適用し、公営企業会計に移行しています。

なお、公営企業会計への移行にあたり、令和2年度から令和11年度までの経営の基本計画である「三重県流域下水道事業経営戦略」を令和2年3月に策定しています。

2 取組方針

(1) 下水道の普及率の向上を図るため、流域下水道に接続する公共下水道の整備を実施する市町と連携を図りながら、浄化センターや幹線管渠の整備を進めます。また、南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合等でも下水道が使用できるように地震対策や老朽化対策に取り組めます。

(2) 複式簿記による会計処理、固定資産管理及び流域下水道施設の維持管理を適正に実施し、健全な事業運営に取り組めます。

3 令和5年度の主な取組

(1) 施設整備

- ・普及率の向上
 - ▷ 南部処理区：南部浄化センター第2期整備事業の処理施設を建設
 - ▷ 宮川処理区：伊勢市、明和町地内で幹線管渠を延伸
- ・地震対策及び老朽化対策
 - ▷ 北部処理区、南部処理区：北部・南部浄化センター脱水機棟耐震対策工事
 - ▷ 雲出川左岸処理区：香良洲幹線耐震対策工事
 - ▷ 松阪処理区：三渡川ポンプ場耐津波対策工事
 - ▷ 宮川処理区：宮川浄化センター中央監視設備工事

(2) 健全な事業運営

- ・地方公営企業法に基づく企業会計予算の調製、会計処理及び固定資産管理を実施
- ・「三重県流域下水道事業経営戦略」に基づく施設設備の点検・調査及び修繕・改築の計画的な実施により、維持管理に係るコスト縮減の取組を継続的に実施

南部浄化センター第2期整備事業



4 令和4年度決算見込みの概要

(1) 損益計算書（令和4年度決算見込み）

- ・ 損益計算書は、令和4年度の収益、費用及び損益の状況を示したもので、1年度間の経営成績を表しています。
- ・ 収益の主なものは営業収益であり、これは流域下水道施設の維持管理に係る、流域関連市町からの維持管理負担金収益等です。
- ・ 費用の主なものは営業費用であり、これは流域下水道施設の維持管理に係る委託料や減価償却費等です。

(単位:百万円 税抜き)

	R3	R4	R4-R3	対前年度比 %
営業収益	5,278	5,485	207	103.9
営業費用	12,266	12,227	△ 39	99.7
営業損益	△ 6,988	△ 6,742	246	96.5
営業外収益	7,891	7,579	△ 312	96.0
営業外費用	671	602	△ 69	89.7
経常損益	231	235	4	101.7
特別利益	10	—	△ 10	—
特別損失	10	126	116	1,260.0
純損益	231	109	△ 122	47.2
前年度繰越利益剰余金等	344	500	156	145.3
当年度未処分利益剰余金	575	609	34	105.9

※百万円未満四捨五入のため合計が合わない場合があります。

(2) 貸借対照表（令和4年度決算見込み）

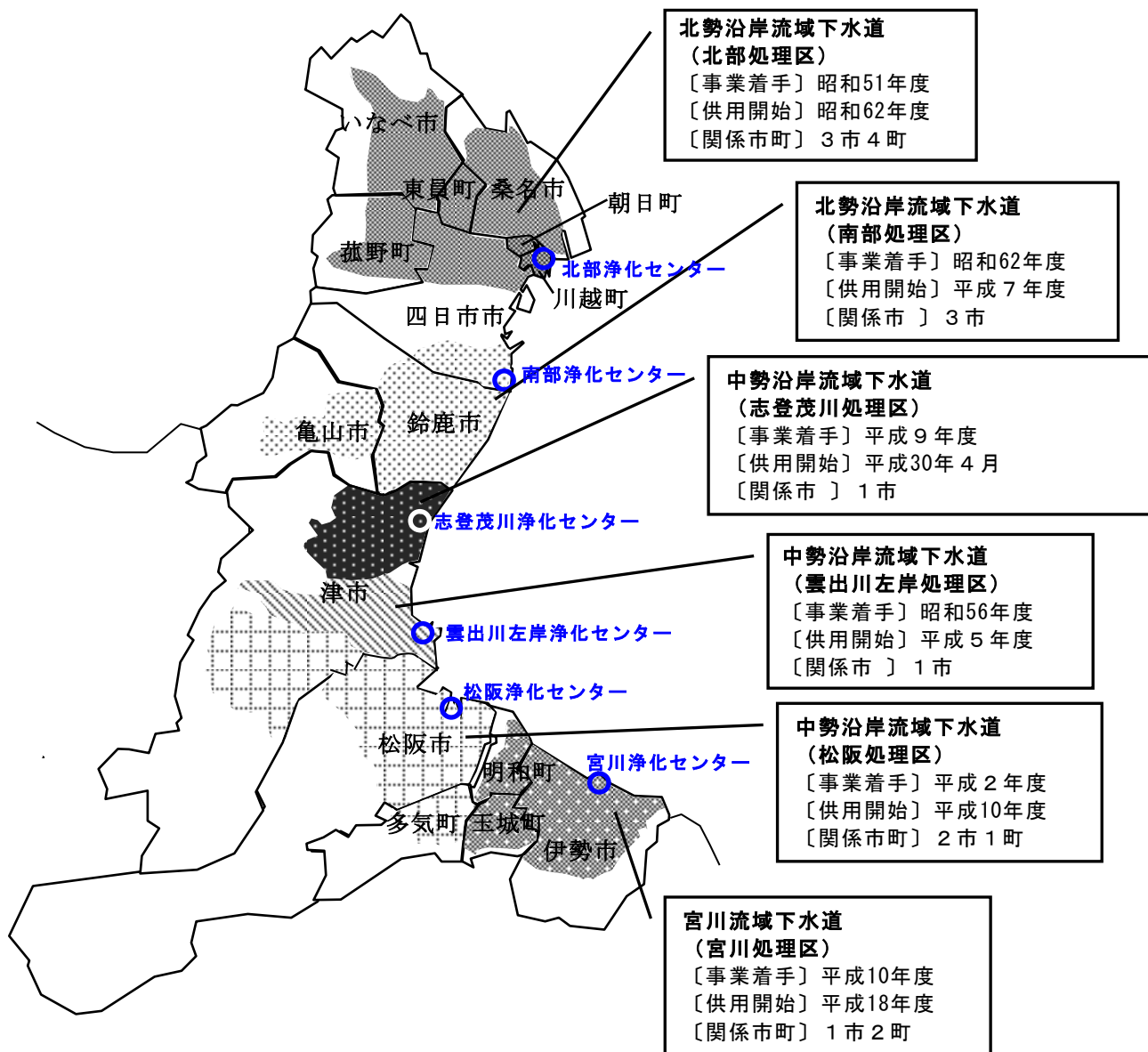
- ・ 貸借対照表は、流域下水道事業の令和4年度末の資産と負債及び資本の状況を示したもので、決算日時点における財政の状態を表しています。
- ・ 資産は、施設等の固定資産と預金等の流動資産で構成されています。固定資産の主なものは、浄化センターや幹線管渠等の有形固定資産です。
- ・ 負債は、企業債の固定負債、企業債（1年以内償還分）や未払金等の流動負債、及び国庫補助金等の繰延収益で構成されています。
- ・ 資本は、資本金と剰余金で構成されています。

(単位:百万円 税抜き)

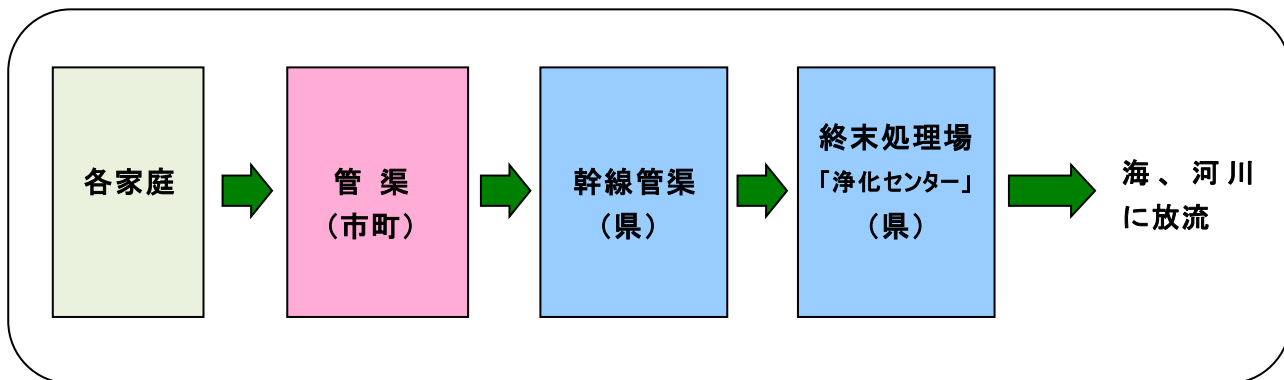
	R3末	R4末	R4-R3	対前年度比 %
固定資産	232,638	231,873	△ 765	99.7
流動資産	2,725	4,347	1,622	159.5
資産合計	235,362	236,220	858	100.4
固定負債	36,989	35,864	△ 1,125	97.0
流動負債	4,815	6,180	1,365	128.3
繰延収益	163,690	164,198	508	100.3
負債合計	205,494	206,243	749	100.4
資本金	9,619	9,694	75	100.8
剰余金	20,249	20,283	34	100.2
資本合計	29,868	29,977	109	100.4
負債資本合計	235,362	236,220	858	100.4

※百万円未満四捨五入のため合計が合わない場合があります。

流域下水道計画処理区域図



流域下水道における汚水の流れ



花とみどりの三重づくり条例について

1 現状

花とみどりの三重づくり条例は、花とみどりの活用の推進を図ることで、花とみどりで優しさあふれる健やかなふるさと三重を実現することを目指し、令和5年4月1日に施行されました。

本条例において、花とみどりの活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、花とみどりの活用の推進についての基本計画を策定することが規定されています。

2 取組方針

基本計画の策定や推進会議の運営については、県土整備部（都市政策課）が主担当、農林水産部が副担当となっているため、両部連携して、令和5年度中に基本計画の策定を行います。

3 令和5年度の主な取組

関係部局（課）等と調整を図るとともに、県議会への丁寧な説明を行いながら、スケジュールに遅れが生じないように基本計画策定を進めていきます。

基本計画や条例推進に必要な事項等については、新たに関係部局（課）からなる幹事会（仮）を立ち上げ検討や調整を行うこととします。

※参考 基本計画策定スケジュール

4～5月	素案作成
5月下旬	第1回幹事会
6月中旬	第1回準備会
7～8月	素案修正
9月	常任委員会で案の説明
10～11月	パブリックコメント 最終案作成
12月	常任委員会で案の説明
令和6年1月下旬	議案上程
3月	議決

建築開発行政

1 現状

(1) 三重県の建築行政の概要

安全で安心な建築物を確保するため、建築基準法に基づき新築等の建築確認申請等許認可の審査や中間検査、完了検査を行うとともに、不特定多数の者が利用する既存建築物等に係る定期報告の審査や立入指導などを行っています。

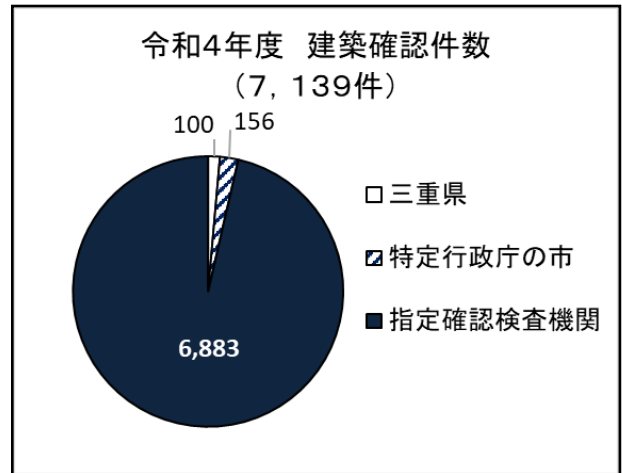
県では、円滑な建築行政を推進するため、市への権限移譲を行っています。

① 建築確認件数

民間の指定確認検査機関の建築確認シェアは年々高まっており、その割合は約96%になっています。

県では、指定確認検査機関の審査体制等を確認するため、立入調査を実施しています。

適正な確認検査の実施のため、各特定行政庁、指定確認検査機関との会議を開催し、情報共有や意見交換を行っています。



② 権限移譲の状況

特定行政庁	桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市
限定特定行政庁(※)	伊賀市、名張市、亀山市

(※ 小規模な建築物に関する建築行政を行う。)

(2) 三重県の開発行政の概要

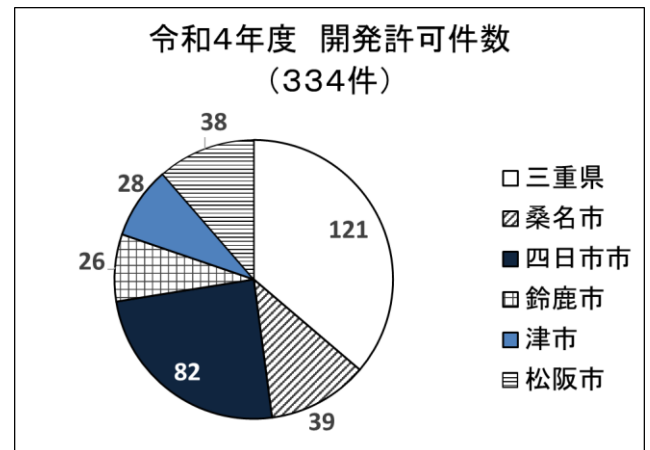
適正な土地利用及び安全な宅地を確保するため、都市計画法及び三重県宅地開発事業の基準に関する条例に基づき開発許可申請の審査、開発工事の完了検査などを行っています。

開発行政においても、市への権限移譲を行っています。

① 開発許可件数

令和4年度の県内の開発許可件数に占める県の割合は、約37%です。

適正な許認可事務執行のため、開発行政庁会議を開催し、情報共有や意見交換を行っています。



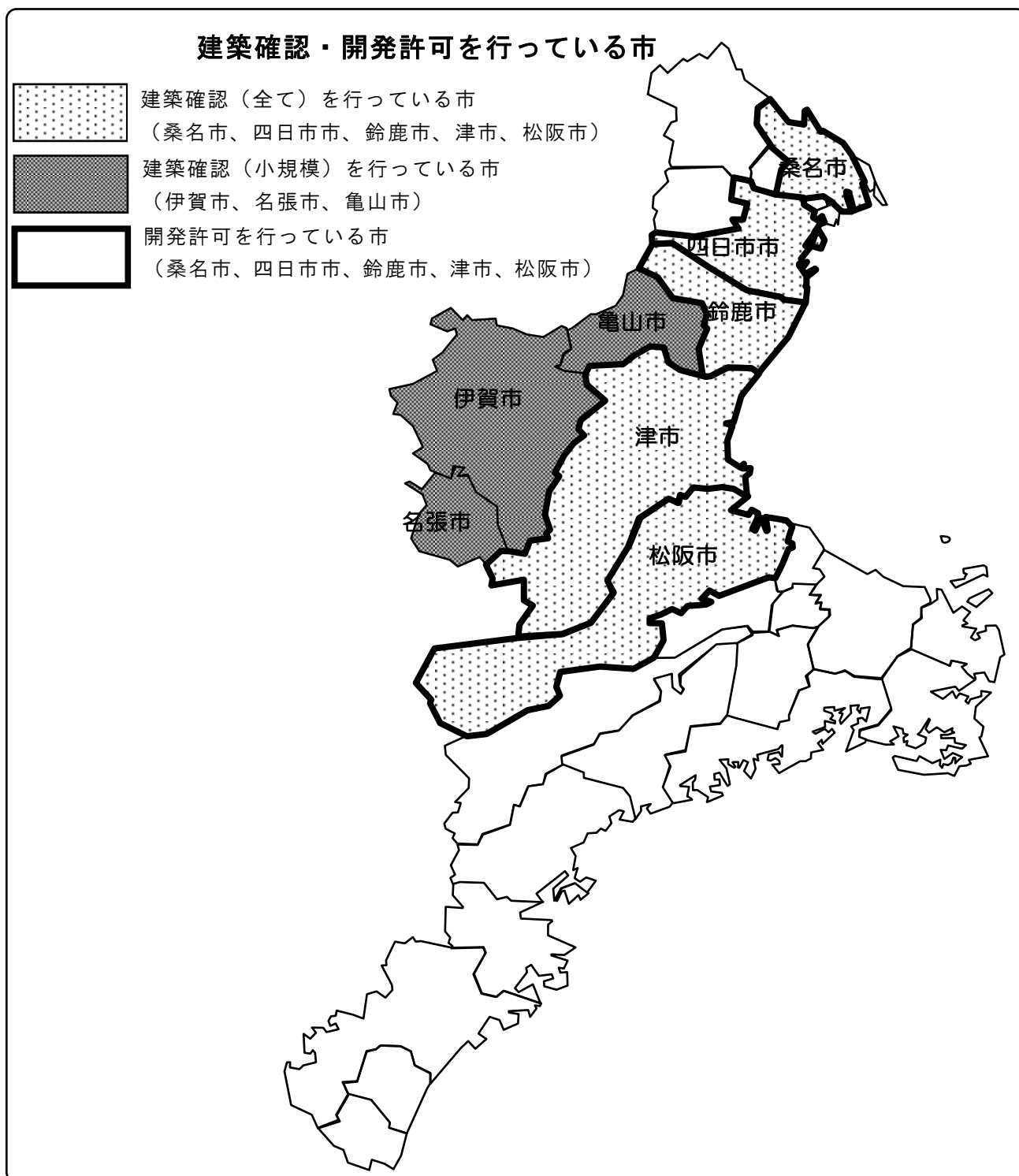
② 権限移譲の状況

権限移譲市

桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市

2 令和5年度の主な取組

建築物及び宅地の安全確保に向け、引き続き市町等と連携して指導・助言に取り組めます。



住宅政策の推進

本県では、豊かな住生活を育むとともに多様化する居住ニーズに応えることを目的として、住宅政策の推進に取り組んでいます。

1 安全で快適な住まいづくり

(1) 現状

① 空き家対策

「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、市町は空家等対策計画の策定やこれに基づく対策を実施し、県はこれら市町の取組に対して必要な支援を行っています。

② 住宅セーフティネットへの取組

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、高齢者などの住宅確保要配慮者が円滑に入居できる賃貸住宅（以下「セーフティネット住宅」という。）の登録推進等に取り組んでいます。

また、住宅セーフティネットの中核となる県営住宅の入居に際し、令和5年4月から連帯保証人を不要としました。

(2) 取組方針

① 空き家対策

- ・市町に対する必要な助言や情報提供等を行います。
- ・空き家除却事業や空き家活用事業を進める市町の支援を行います。

② 住宅セーフティネットへの取組

セーフティネット住宅の登録促進に向け、制度の普及に取り組むとともに、市町や社会福祉協議会、不動産関係団体、居住支援法人等と連携した住宅確保要配慮者の居住支援活動に取り組みます。

(3) 令和5年度の主な取組

① 空き家対策

- ・特定空家等の除却に係る略式代執行の実施や特定空家等の所有者による除却、耐震性のない空き家の除却、空き家の改修工事に補助を行う市町に対して、財政支援を行います。
- ・市町や不動産関係団体等が参加する空き家に関する連絡会議を開催し、取組事例等の情報共有のほか、空き家対策についてテーマを設定し、課題や解決策の検討を行います。
- ・県民の皆さん等を対象に空き家の適正管理等に関するセミナーを開催します。

② 住宅セーフティネットへの取組

- ・居住支援フォーラムを開催するとともに、各市町が行う住宅相談会の開催を支援します。
- ・セーフティネット住宅の登録を普及させるため、民間賃貸住宅を管理する

事業者の研修会や、宅地建物取引士、宅地建物取引業者向けの講習会等の機会をとらえ、制度周知を図っていきます。

2 県営住宅の管理

(1) 現状

① 入居状況

59 団地（275 棟、管理戸数 4,009 戸）中、入居可能戸数は 3,420 戸、そのうち入居中の戸数は 2,222 戸、入居率 65.0%となっています（令和 5 年 4 月 1 日現在）。

② 申込資格等

単身世帯の増加に伴い、単身入居が可能な住宅を全県営住宅の 8 割まで拡大するとともに、県営住宅に L G B T 等のパートナーの方が申し込み可能としています。

また、これまでも住宅に特に困窮している者等に対し、連帯保証人の一部免除または免除で入居可能としてきましたが、令和 5 年 4 月からは全ての新規申込者に対し、連帯保証人なしで県営住宅に入居できるようにしました。

③ 維持管理

- ・新規建設や建替えではなく、既設住宅を最大限活用し、既存県営住宅の長寿命化のための外壁改修やバリアフリー化等住戸内改善により居住環境の向上を図っています。
- ・公営住宅法に定める耐用年限を経過し老朽化した県営住宅については、改善事業は行わず、空き住棟になり次第、除却等を進めています。
- ・平成 18 年 4 月から指定管理者制度を導入しています。
 - 北勢ブロック : 鈴鹿亀山不動産事業協同組合
 - 中勢伊賀ブロック : 伊賀南部不動産事業協同組合
 - 南勢ブロック : 三重県南勢地区管理事業共同体
 - 東紀州ブロック : 三重県南勢地区管理事業共同体

※いずれも指定期間は令和元年度から令和 5 年度までの 5 年間

(2) 取組方針

- ・「三重県公営住宅等長寿命化計画」（令和 2 年度～令和 12 年度）に基づき、外壁や屋上等の改修及びバリアフリー化等の住戸内改善を計画的に推進します。
- ・耐用年限を超えるなど老朽化が著しい県営住宅については、統廃合に向けた取組を進めます。
- ・住戸改善などの住環境整備により、入居者の増加に取り組めます。
- ・現指定管理者の指定期間が今年度で満了するため、次期指定管理者の選定手続を行います。

(3) 令和 5 年度の主な取組

- ・長寿命化等の対策として 3 団地 4 棟で外壁改修などの工事を、2 団地 2 棟で次

- 年度以降施工予定の設計を行います。
- ・ 高齢者向けのバリアフリー化や子育て世帯向けの居住性向上改修などの住戸内改善を行います。
 - ・ 入居者が退去し空き住棟となった老朽化住宅の解体工事や設計を行います。
 - ・ 令和5年4月から連帯保証人なしで県営住宅に入居ができるようになったことを広く周知し、県営住宅の入居率の改善に努めていきます。
 - ・ 民間が持つノウハウや豊富な知識などを効果的に活用できるよう令和6年度から5年間の指定管理者の選定手続を進めます。

三重県 県営住宅位置図

(令和5年4月1日現在)

○印付き団地：政策空家

団地名	所在地	管理戸数	
鈴鹿市	高岡山社の郷	高岡台4丁目	135
	○十宮	十宮4丁目	17
	桜島	桜島5丁目	200
亀山市	鹿島	北鹿島町	16
鈴鹿建設事務所管内 (4団地)		368	

団地名	所在地	管理戸数	
伊賀市	○依那具	依那具	16
	カーサ上野	ゆめが丘2丁目	80
	○荒木	荒木	113
	○清水ヶ谷	緑ヶ丘中町	8
	服部	服部町向上川原	56
	木根	長田字寺垣内	8
名張市	蔵持	蔵持芝出	24
伊賀建設事務所管内 (7団地)		305	

団地名	所在地	管理戸数	
松阪市	エスペラント末広	末広町2丁目	68 (2)
	大黒田	五月町	48
	粥田	田村町をこそ	88
	五反田	五反田町2丁目	40
	○宝塚	宝塚町	28
	○上川	上川新田	44
	上川第2	上川登り立ち	88
	和屋	和屋町字鏡田	56
松阪建設事務所管内 (特公賃は外数) (8団地)		460 (2)	

団地名	所在地	管理戸数	
尾鷲市	泉	中井浦字泉	16
	○垣ノ内	南浦小川西町	6
	古江	古江町宮の浜	16
尾鷲建設事務所管内 (3団地)		38	

団地名	所在地	管理戸数	
伊勢市	城田	栗野町	31
	辻久留	辻久留3丁目	20
	○清水谷	辻久留3丁目	16
	旭	旭町	20
	西豊浜	西豊浜町	24
	五十鈴川	二見町西	24
伊勢建設事務所管内 (6団地)		135	

団地名	所在地	管理戸数	
熊野市	井戸	井戸町字兼須	16
	井土	井戸町字井之上	16
	久生屋	久生屋字姥前	16
御浜町	オレンジハイツ御浜	下市木	36
熊野建設事務所管内 (4団地)		84	

団地名	所在地	管理戸数	
桑名市	○森忠	森忠	23
	川成	矢田	56
桑名建設事務所管内 (2団地)		79	

団地名	所在地	管理戸数	
菟野町	○大羽根	大羽根	10
川越町	豊田一色	豊田一色	34
四日市市	高見ヒルズ	市場町	60
	あごず	赤水町	166
	河原田	河原田町	72
	高花平	高花平5丁目	24
	笹川	笹川9丁目	366
	○泊山	笹川3丁目	88
四日市建設事務所管内 (9団地)		826	

団地名	所在地	管理戸数
サンシャイン千里	千里ヶ丘	98 (2)
白塚	白塚町白池	200
一身田	一身田町	388
○江戸橋	江戸橋2丁目	108
○島崎	島崎町	24
パールハイツ西丸之内	西丸之内	34
神戸	神戸	88
船頭町	船頭町	60
○半田	半田高松	26
結城	大字津興	120
○野村	久居野村町	10
新町	久居新町	48
ミレニ北口	久居北口町	24
津建設事務所管内 (特公賃は外数) (14団地)		1696 (2)

団地名	所在地	管理戸数	
鳥羽市	○安楽島	安楽島町	8
	○堅神	堅神	6
志摩建設事務所管内 (2団地)		14	

※特定公共賃貸住宅(県営住宅に併置)		
住宅名	所在地	管理戸数
サンシャイン千里	津市河芸町千里ヶ丘	2
エスペラント末広	松阪市末広町2丁目	2
特公賃計		4

	管理戸数合計	団地数合計
一般公営住宅	4,005	59
特定公共賃貸住宅	4	
合計	4,009	59

住宅・建築物の耐震対策

1 現状

本県では、県民の生命や財産を守るため、住宅及び建築物の耐震化の目標や具体的な取組を示す「三重県建築物耐震改修促進計画」を令和3年3月に改定し、令和7年度までの計画として耐震対策に取り組んでいます。

(1) 住宅の耐震化

令和4年度末時点で住宅の耐震化率は約87.2%、耐震基準を満たしていない住宅は約9.5万戸と推計されており、南海トラフ地震等に備えた耐震化促進に取り組んでいます。

(2) 建築物の耐震化

耐震診断が義務化された不特定多数の者が利用する大規模建築物（以下、「大規模建築物」）や緊急輸送道路を閉塞するおそれのある避難路沿道建築物（以下、「避難路沿道建築物」）について、補助制度を活用して耐震化促進に取り組んでいます。

2 取組方針

(1) 住宅の耐震化

- ・様々な手法により所有者等への耐震化の普及啓発を行うとともに、昭和55年以前の旧耐震基準で建築された木造住宅を対象に耐震診断や耐震改修工事、耐震性のない空き家除却の補助事業を進める市町の支援を行います。
- ・耐震診断から設計、工事につながるように工事費の低廉化等の取組を進めます。

(2) 建築物の耐震化

- ・大規模建築物については、全て耐震診断を終えています。耐震設計や改修の進捗管理をすることで早期の耐震化を促します。
- ・避難路沿道建築物については、耐震診断を実施していない又は耐震性のない建物所有者等に耐震診断、耐震改修の重要性等の説明を行うことで耐震化に対する意識を高めます。

3 令和5年度の主な取組

(1) 住宅の耐震化

- ・直接住民に働きかける戸別訪問や耐震改修相談会は、耐震化促進の効果が高いため、市町、建築関係団体と共に、今後も実施するほか、ダイレクトメールや回覧板などの効果的な啓発を実施します。
- ・耐震化に係る補助や耐震性のない空き家除却に補助を行うなど必要な市町支援を継続します。
- ・耐震改修工事件数が低迷しているため、耐震診断から設計、工事につながるよう、令和3年度から増額している補強設計の補助制度を住民に周知すると

もに、設計者、施工者、住民に対して低コストの耐震改修工法等の普及を図ります。

(2) 建築物の耐震化

- ・大規模建築物については、引き続き市町と協力の上、文書通知や訪問等を行い、国の補助制度を紹介するなど耐震化を働きかけます。
- ・避難路沿道建築物については、診断結果の報告がない所有者等への命令文書の発出等の措置を通じて診断実施を促します。また、耐震性のない建築物の所有者等に対しても、耐震改修の実施を促すとともに、市町に対して支援制度の創設を働きかけます。

工 事 検 査

1 検査の目的

三重県が発注した工事が完成し、その代価を支払う際には、契約どおりに工事事目的物が完成しているか確認する必要があります（地方自治法第234条の2）。

そのため、工事完成後、または必要に応じて施工途中で工事検査を実施します。

2 検査の対象

工事検査は、副知事を本部長とする「公共事業総合推進本部」の所掌事務として、中立・公正な立場で、農林水産部・県土整備部等の知事部局、企業庁、病院事業庁及び教育委員会が所管するすべての建設工事及び測量・調査・設計業務を対象に行います。

3 検査の種類

工事検査の種類は次のとおりです。

(1) 完成検査

工事の完成を確認するための検査です。

(2) 出来高部分検査

工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合などにおいて、その出来高を確認するための検査です。

(3) 中間検査

工事の完成時には確認できなくなる部分等について、工事の施工途中で、施工済部分を確認する必要がある場合に行う検査です。

4 実施方法

工事検査は、次の3つの方法により、三重県建設工事検査規則に基づいて実施しています。

(1) 委託検査

現地で行う実地検査を外部委託し、完成認定を県が行う検査です。

実地検査については、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき公共工事発注者支援機関として認定された公益財団法人三重県建設技術センターへ業務委託しています。実地検査員としての資格を有する同センター職員が、施工状況や工事事目的物の出来形・品質などの確認を行い、その後、県の工事検査担当職員が、提出させた実地検査報告を精査し、工事の完成認定を行います。

(2) 直営検査

工事検査担当の職員が直接行う検査です。

電気機械設備・営繕工事等は、年間の検査件数も少ないことから、県が直接検査を行います。

(3) 臨時検査員検査

工事検査担当職員以外の職員から任命した臨時検査員が行う検査です。

工事検査が同日に多数重なり、委託検査で対応できない場合に行います。

なお、検査対象工事に関係する課以外の職員が検査を行い、公正性を確保しています。

5 検査実績

(単位：件)

	委託検査	直営検査	臨時検査員検査	合計
令和 2 年度	2, 3 0 9	2 2 9	4 2 1	2, 9 5 9
令和 3 年度	2, 2 8 1	2 5 5	3 9 8	2, 9 3 4
令和 4 年度	2, 1 0 6	2 6 5	4 2 1	2, 7 9 2